

平成25年7月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成24年(行コ)第8号 政務調査費返還代位請求控訴事件(原審・青森地方裁判所平成20年(行ウ)第4号)
口頭弁論終結日 平成25年4月15日

判 決

青森県弘前市

控訴人兼被控訴人

青森県弘前市

控訴人兼被控訴人

青森県弘前市

控訴人兼被控訴人

青森県弘前市

控訴人兼被控訴人

(上記4名について、以下「第一審原告ら」という。)

第一審原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

坂 野 智 憲

十 河 弘

千 葉 晃 平

野 呂 圭

宇 都 浩

今 泉 光

原 田 憲

熊 谷 花

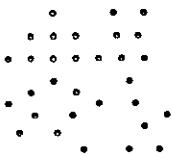
前 田 輔

渡 部 介

小 笠 希

甫 原 樹

守 一



同

畠山裕太

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

被控訴人兼控訴人

弘前市長葛西憲之

(以下「第一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

三上雅通

主

文

- 1 第一審原告らの控訴及び第一審被告の控訴に基づき、原判決を以下のとおり変更する。
- 2 第一審被告は、
 - (1) 別紙「認容金額一覧」の「議員名」欄記載の各相手方に対し、同「認容金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による各金員を支払えと請求せよ。
 - (2) 木村恵美に対し、金6万4060円に対する平成19年5月1日から平成21年3月27日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 第一審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第一、二審を通じ、これを5分し、その3を第一審原告らの負担とし、その余を第一審被告の負担とする。

事実及び理由

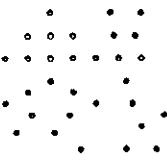
第1 控訴の趣旨

(第一審原告ら)

- 1 原判決を以下のとおり変更する。
- 2 第一審被告は、吉田銀三に対して、56万2741円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 3 第一審被告は、蒔苗幸男に対して、62万1816円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 4 第一審被告は、藤田昭に対して、23万3001円及びこれに対する平成1

- 9年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 5 第一審被告は、柳田誠逸に対して、69万8968円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 6 第一審被告は、山崎和也に対して、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 7 第一審被告は、宮本隆志に対して、66万4552円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 8 第一審被告は、木村定光に対して、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 9 第一審被告は、一戸兼一に対して、71万1165円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 10 第一審被告は、三上秋雄に対して、44万7240円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 11 第一審被告は、小山内司に対して、54万7839円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 12 第一審被告は、谷川政人に対して、58万4337円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 13 第一審被告は、佐藤克晴に対して、44万8269円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 14 第一審被告は、佐藤博人に対して、64万4490円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 15 第一審被告は、三上優一に対して、69万6913円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 16 第一審被告は、嶋口正美に対して、70万0892円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 17 第一審被告は、山崎隆穂に対して、71万4292円及びこれに対する平成

- 19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 18 第一審被告は、清野一栄に対して、55万3540円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 19 第一審被告は、藤田鉄芳に対して、50万9940円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 20 第一審被告は、成田功一に対して、71万2492円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 21 第一審被告は、木村征美に対して、37万9940円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに金6万4060円に対する平成19年5月1日から平成21年3月27日まで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 22 第一審被告は、石田豪に対して、42万2200円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 23 第一審被告は、工藤良憲に対して、68万6667円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 24 第一審被告は、三上惇に対して、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 25 第一審被告は、工藤力に対して、62万3071円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 26 第一審被告は、下山文雄に対して、49万5343円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 27 第一審被告は、藤田隆司に対して、19万5860円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 28 第一審被告は、福士博嗣に対して、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 29 第一審被告は、成田善一に対して、72万円及びこれに対する平成19年5



月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。

- 30 第一審被告は、高谷友視に対して、72万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 31 第一審被告は、工藤栄弥に対して、70万0396円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 32 第一審被告は、町田藤一郎に対して、71万8400円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 33 第一審被告は、工藤光志に対して、69万8100円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 34 第一審被告は、小山内稔に対して、58万9223円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えと請求せよ。
- 35 訴訟費用は、第一、二審とも、第一審被告の負担とする。

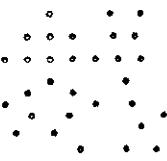
(第一審被告)

- 1 原判決主文1, 2, 4ないし10, 12, 13, 20ないし23, 25ないし28, 30, 32項中、第一審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分につき、第一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも第一審原告らの負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、青森県弘前市の住民である第一審原告らが、平成18年度当時の同市議会議員33名が同市から同年度分として交付を受けた政務調査費の全部又は一部を違法に支出したとして、第一審被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記議員らに対して、違法に支出された額と同額の不当利得の返還請求及び遅延損害金の支払の請求をすることを求めた住民訴訟である。

原審は、第一審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却したところ、これ



に不服の第一審原告ら及び第一審被告が控訴した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、当審における第一審原告らの主張は、本判決別表（以下「別表」という。）の「第一審原告らの主張」中の「理由」欄に下線を付した部分に記載のとおりであり、第一審被告の主張は、同別表の「第一審被告の主張」中の「理由」欄に記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、吉田議員らは、それぞれ、弘前市に対し、平成18年度分の政務調査費について、別表の「当裁判所の判断」の各議員の「総計」欄に記載の額の不当利得返還義務を負うとともに、これに対する平成19年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものと判断する（なお、木村恆美議員は、これに加えて、6万4060円に対する平成19年5月1日から平成21年3月27日まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。）。その理由は、当審における当事者の主張に対する判断も含めて、次のとおり原判決を改めるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の訂正）

（1）支出の違法性について（総論）

原判決11頁25行目から12頁4行目までを、次のとおり改める。

「(4) また、第一審被告は、食事代に関し、本件使途基準の定める研究研修費及び調査旅費には、研究研修又は調査に移動が伴う場合の移動先における飲食費の支出が含まれるとして、1日当たり4500円（朝食代及び夕食代の合計額が3000円以内、昼食代1500円以内）であれば本件使途基準に合致する支出であると主張し、第一審原告らは、食事代は本来的に個人で負担すべき性質のものであるから、食事代の支出は本件使途基準に合致しないと主張する。

そこで検討するに、研究研修又は調査に移動が伴う場合の移動先での食事には日常と異なる費用を要する面があることや、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例によれば弘前市議会議員が職務のために旅行した場合には3000円の食卓料を支給するものと定められており（乙90）、この中には朝食代、夕食代のほか、これに伴う雑費が含まれると解されること（乙69）、食卓料の他に日当として3000円が支給されるところ、その半額程度が昼食代に相当すると解されること（乙69）等に照らし、政務調査活動として旅行し、食事代を支出した場合には、1食1000円の範囲内で本件使途基準に合致するものと認めるのが相当である（なお、第一審原告らは、宿泊を伴う政務調査活動が行われ、宿泊代金に食事代が含まれる場合には、当該食事代相当額が本件使途基準に合致しない支出となると主張するが、上記のとおり、移動先における食事代は1食1000円の範囲内で本件使途基準に合致するものと認めるのが相当であるし、宿泊代のうち食事代相当額を合理的に区分することは一般に困難であるから、宿泊代金の名目で特に高額な食事代が支出されている等の特段の事情がない限り、本件使途基準に合致すると認めるのが相当である。）。以上に反する当事者の主張は、いずれも採用することができない。」

（2）吉田議員（別表番号1）について

ア 原判決13頁14行目、15行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分（ただし、同月19日分の昼食代は実費840円の限度で認め、合計2840円）の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、その余の合計400円について、」を加える。

イ 原判決15頁6行目「本件使途」から7行目末尾までを、次のとおり改める。

「3食分（合計3000円）の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、

その余の合計 9 6 8 3 円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。

以上に対し、第一審原告らは、吉田議員が同研修及び同セミナーに参加したのは任期満了の約 3 か月であったことや、これらの研修等の後に同議員が一般質問等に登壇したことがなかったことを問題とするが、上記研修等の時期に照らしても直ちに調査研究の必要性等に疑問が生ずるとまでは認められない。また、本件使途基準に合致する支出というためには、当該調査研究の成果が議会活動に直接反映されることまでは要しないことは、1(2)に説示のとおりである。」

ウ 原判決 15 頁 12 行目「食事代について説示したのと同様、」を削り、14 行目、15 行目「食事代について説示したのと同様」を「食事代のほかに喫茶代の支出を認める根拠に乏しいから」に、22 行目「2万 8 0 4 0 円」を「2万 2 2 0 0 円」に改める。

エ 原判決 16 頁 8 行目「他方、」から 10 行目末尾までを、次のとおり改める。

「これに反する第一審原告らの主張は、採用することができない。なお、この宿泊費には 2 食分（平成 18 年 10 月 6 日の夕食分及び同月 7 日の朝食分と推認される。）の食事代が含まれていることが認められるが（甲 B 1 の 9 の 3），宿泊費の総額（8 4 0 0 円）に照らし、特に高額な食事代が含まれているとは認め難いから、その全額について本件使途基準に合致する支出と認める。

また、その余の 8 6 0 0 円については、4 食分の食事代であると説明されているが（甲 B 1 の 9 の 2），視察の日程（甲 B 1 の 9 の 2）及び上記の宿泊費に 2 食分の食事代が含まれていることに照らし（甲 B 1 の 9 の 3），1 食分（同月 6 日の昼食代として 1 0 0 0 円）の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、これを超える合計 7 6 0 0 円について、本

件使途基準に合致しない支出と認める。」

オ 原判決16頁17行目「他方」から22行目末尾までを、次のとおり改める。

「これに反する第一審原告らの主張は、採用することができない。また、その余の8425円のうち8400円は7食分の食事代であると説明されているから（甲B1の10の1）、7食分（合計7000円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1400円及び支出を裏付ける証拠のない25円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

カ 原判決17頁22行目「既に説示したとおり、」の次に、「2食分（合計2000円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1000円について、」を加え、24行目「8万4100円」を「7万4100円」に改める。

キ 原判決19頁21行目「申B1の13の8ないし」を「甲B1の13の9、」に改める。

ク 原判決20頁6行目から8行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計15万1100円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち4万8889円は吉田議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は、10万2211円となる。」

(3) 蒔苗議員（別表番号2）について

ア 原判決20頁19行目「認める」の次に、次のとおり加える。

「（なお、同額のうち1万円は空港への往復費として支出されたところ（甲B2の4の3の3）、第一審原告らは、空港への往復にはジャンボタクシーにより片道2000円という安価な移動手段があり、自家用車での移動も可能であるから上記支出は違法であると主張する。しかし、上記往復費はやや高額ではあるものの、社会通念に照らし、直ちに違法とまで

認めるに足りない。)」

イ 原判決22頁6行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分(ただし、同月19日分の昼食代は実費840円の限度で認め、合計2840円)の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計400円について、」を、23頁1行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分(合計3000円)の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計9683円について、」をそれぞれ加える。

ウ 原判決23頁3行目「2万6793円」を「2万0953円」に改める。

エ 原判決24頁10行目から14行目までを、次のとおり改める。

「及び12)が提出されているところ、このうち5460円については「行政用語」の購入費に充てられたものであり、その題名に照らし、議員としての調査研究活動に資する費用と認められる。他方、その余の2万7300円については書店発行の領収書(乙B2の8の12)の記載から購入された書籍の内容が不明であり、調査研究活動との関連性について外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

(ア) したがって、資料購入費としての支出のうち11万8667円は本件使途基準に合致しない支出となる。」

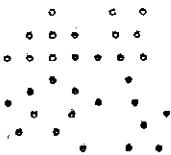
オ 原判決25頁2行目から4行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、違法な支出額は、18万8847円となる。」

(4) 藤田昭議員(別表番号3)について

ア 原判決26頁2行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分(ただし、同月19日分の昼食代は実費840円の限度で認め、合計2840円)の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計400円について、」を加える。

イ 原判決26頁24行目末尾に、「これに反する第一審原告らの主張は、採



用することができない。」を、27頁2行目、3行目「支出と認め」の次に、「(なお、第一審原告らは、領収書の宛名が空欄であることを問題とするが、同議員が上記新聞を購読していた旨を説明しており(甲B4の2)，それに反する証拠はないから、前記認定を左右するものではない。)」をそれぞれ加える。

ウ 原判決28頁4行目から6行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計4万6577円が本件使途基準に合致しない支出となり、そのうち50円は藤田昭議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は4万6527円となる。」

(5) 柳田議員(別表番号4)について

ア 原判決28頁14行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分(ただし、平成18年7月19日の1食分は実費840円の限度で認め、合計2840円)の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1010円について、」を加え、16行目「3850円」を「1010円」に改め、24行目末尾に、「第一審原告らは、同議員が農業を営んでいること等を指摘するが、上記認定を左右するものではない。」を加える。

イ 原判決29頁18行目「なお、」から20行目末尾までを、次のとおり改める。

「ただし、第一審原告らの主張するとおり、上記増刊号の4冊中1冊は平成19年5月に発刊されたものと認められるから(甲B5の5の19)，1冊分(900円。乙4の3(2))は本件使途基準に合致しない支出と認める。」

ウ 原判決30頁25行目「9740円」を「10640円」に改める。

エ 原判決32頁2行目「説明されて」から6行目末尾までを、次のとおり改める。

「認められる(乙4の1)。そして、柳田議員は、妻の持分(2分の1)

に相当する賃借料として、月額5万円の2分の1である月額2万5000円（1年分30万円）を支出したものと認められるところ（甲B5の1、乙60の1）、この賃借料が不当に高額であることをうかがわせる資料はないから、上記賃借料の支払は政務調査に必要な限度で本件使途基準に合致すると認められる。もっとも、上記事務所は、政務調査活動以外の議員活動等にも利用されていると推認され、これに反する証拠はないから、条理に従って按分し、政務調査活動分を2分の1、それ以外の議員活動分を2分の1とし、上記賃借料の2分の1である15万円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

オ 原判決32頁13行目から33頁9行目までを、次のとおり改める。

「そして、これらについては、いずれも支出を裏付ける領収書等が提出されているものの（甲B5の9の4ないし13、乙60の3）、既に説示のとおり、上記事務所は政務調査活動以外の議員活動等にも利用されていると推認され、これに反する証拠はないから、これらについても同様に条理に従って按分し、各2分の1の限度で本件使途基準に合致する支出と認める（なお、平成18年4月分については、同年3月22日から同月31日までの使用分は平成18年度分の経費に該当するとはいえないから日割り計算をし、平成18年4月分として3503円の支出があったと認める。また、平成19年1月分の電気代支出2518円は2581円の誤記であると認められ、別表の該当欄末尾に記載の63円はこの誤記により生じた端数であると認められるから、同月分は2581円が支出されたと認める。なお、按分計算により本件使途基準に合致しない支出が1円未満となる場合には、四捨五入による。以下同じ。）。

以上によると、上記の各2分の1の合計額である1万7897円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

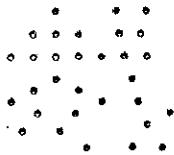
カ 原判決33頁10行目から20行目までを、次のとおり改める。

「(エ) 電話料として支出したとする3万2911円(甲B5の1)については、領収証(甲B5の9の14ないし25)が提出されているところ、電話の一般的な利用目的等からすると政務調査活動以外に用いられるだけではなく、それ以外の議員活動や個人用等にも使用されると推認されるところ、その使途について合理的な区分は困難であるから、条理に従って按分し、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とするのが相当である。そこで、平成18年4月分ないし12月分の電話料(甲B5の9の14ないし22)及び平成19年3月分の電話料(乙60の4)については、支出を裏付ける領収証が提出されているから、その各4分の3を本件使途基準に合致しない支出と認め、他方、平成19年1月分及び同年2月分の電話料(2719円及び2861円)については、支出を裏付ける領収書が提出されていないから(甲B5の9の23及び24は、平成18年1月分及び同年2月分の領収書であると認められる。), その全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。」

キ 原判決34頁7行目末尾に、「以上に反する第一審原告らの主張は、採用することができない。」を加え、8行目「43万8098円」を「28万0480円」に改め、11行目から14行目までを、次のとおり改める。
「以上によれば、合計29万2130円が本件使途基準に合致しない支出となり、そのうち14万7460円は柳田議員が自己負担したと認めることができるから、違法な支出額は14万4670円となる。」

(6) 宮本議員(別表番号6)について

ア 原判決35頁6行目、7行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分合計2840円(同月19日分の昼食代は実費840円)の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計400円について、」を加え、8行目「3850円」を「1010円」に改める。



イ 原判決35頁26行目から36頁5行目までを、次のとおり改める。

「他方、郡上八幡ホテルへの宿泊費1万3750円については、同日の宿泊の事実及び同額の支出を裏付ける証拠が提出されているから（乙61），本件使途基準に合致する支出と認め、その余の使途不明の3565円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

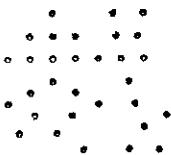
(ウ) したがって、調査旅費としての支出のうち3565円が本件使途基準に合致しない支出となる。」

ウ 原判決37頁2行目及び7行目「甲」を「甲B」にそれぞれ改め、9行目「その余の2600円は、」から11行目末尾までを、次のとおり改める。

「その余の2600円についても、同議員は領収書を紛失したものの、平成18年は1年を継続して同新聞を購読しており、同年6月分のみ購読を停止したことはなかったことを説明しており（乙61），社会通念に照らしそのよう認めるのが相当であるから、本件使途基準に合致する支出と認める。」

エ 原判決39頁1行目から8行目までを、次のとおり改める。

〔(イ) 事務所賃借料12万円（甲B7の1）については、領収書（甲B7の3の56及び57）が提出されているが、当該事務所の使用について、政務調査活動に資する部分とそれ以外の部分との合理的な区別は困難であるから、条理に従って按分し、政務調査活動分を2分の1，それ以外の議員活動分を2分の1とするのが相当であり、政務調査活動以外の議員活動分6万円を本件使途基準に合致しない支出と認める。これに対し、第一審原告らは、当該事務所の前に同議員の後援会の看板が設置されていること等から、同事務所は後援会事務所の実質を有すると主張するが、同議員の後援会の主たる事務所は別の場所に



所在するものとして届け出られていること（甲B7の6、乙61）等に照らし、採用できない。」

オ 原判決39頁14行目「2万0538円」を「2万0358円」に、16行目「3分の1」を「4分の1」に、17行目「3分の2の合計金額である1万3571円」を「4分の3の合計金額である1万5270円」に、19行目「9万6216円」を「7万7915円」にそれぞれ改める。

カ 原判決40頁6行目から8行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計10万3513円が本件使途基準に合致しない支出となり、そのうち4万5993円は宮本議員が自己負担したと認めることができる（甲B7の1）から、違法な支出額は5万7520円となる。」

(7) 木村定光議員（別表番号7）について

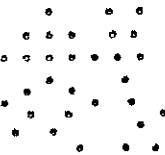
ア 原判決41頁1行目から2行目までを、次のとおり改める。

「また、食事代5040円については、平成18年7月25日の昼食代840円、同日の夕食代1260円、同月26日の昼食代840円、同日の夕食代1260円、同月27日の昼食代840円の合計額であると認められるところ（乙6の1(4)、弁論の全趣旨）、既に説示したとおり、5食分合計4520円（なお、上記の昼食代については、それぞれ実費である840円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計520円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

イ 原判決41頁15行目「3万3615円」を「2万9095円」に改める。

ウ 原判決45頁1行目から3行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計50万7830円が本件使途基準に合致しない支出となり、そのうち8376円は木村定光議員が自己負担したと認めることができる（甲B8）から、違法な支出額は49万9454円となる。」



(8) 一戸議員（別表番号8）について

ア 原判決48頁7行目「第三者の」から11行目末尾までを、次のとおり改める。

「支出が認められるところ、既に説示したとおり、電話代については、条理に従って按分し、政務調査活動分を4分の1とみるのが相当である。そこで、各月分の電話料の4分の3の合計3万1521円を本件使途基準に合致しない支出と認める。」

イ 原判決49頁1行目「56万9137円」を「57万2643円」に改め、4行目から7行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計59万3443円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち1万2582円は一戸議員が自己負担したと認めることができる（甲B9の1）から、違法な支出額は、58万0861円となる。」

(9) 三上秋雄議員（別表番号9）について

ア 原判決49頁23行目「既に説示したとおり、」の次に、「3食分（ただし、上記の昼食代については実費840円の限度で認め、合計2840円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計400円について、」を加える。

イ 原判決50頁9行目から13行目までを、次のとおり改める。

「他方、昼食代1240円（甲B10の2の33）及び夕食代1400円（甲B10の2の32）については、食事代として本来支出が認められる2食分合計2000円について、上記と同様に条理に従って按分し、2分の1の1000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1640円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

(エ) したがって、調査旅費としての支出のうち2万5400円が本件使途

基準に合致しない支出となる。」

ウ 原判決51頁16行目「については、」の次に、「領収書の宛名が『三上秋雄後援会』とするものが含まれる等、上記事務所は政務調査活動以外の議員活動にも用いられていたとかがわれるから、」を加え、23行目「24万2490円」を「23万9100円」に改める。

(10) 小山内司議員（別表番号10）について

ア 原判決54頁14行目「うかがわれ」から15行目末尾までを、「うかがわれるものの、同議員の説明（乙89）によれば、これは「小山内つかさ市政報告2007新年号」（乙7別添3）の印刷代であると認めることができるから（これに反する証拠はない。），本件使途基準に合致する支出と認める。」に改める。

イ 原判決55頁3行目「されているものの、」から6行目末尾までを、「されており、同議員はこれらが前記の市政報告の郵送費であると説明するところ（乙71，89），それらの作成日，郵送枚数等はその説明に沿うものであるから，本件使途基準に合致する支出と認める。」に，7行目「9万7845円」を「1万4000円」にそれぞれ改める。

ウ 原判決56頁2行目，3行目「認める。」を「認める（なお，第一審被告は，同額が平成18年4月24日に引き落とされることに照らし，平成18年度分の支出と認められるべきであると主張するが，本件条例の趣旨及び関連規定（5条，8条）によれば，政務調査費は，支給される年度内の政務調査活動に必要な費用であることが所与の前提とされていると解されるから，第一審被告の主張は採用することができない。以下同じ。。」に改める。

エ 原判決56頁24行目「3分の1」を「4分の1」に，25行目「8万6654円」を「9万7486円」に，26行目「16万4425円」を「17万5257円」にそれぞれ改める。

オ 原判決57頁23行目から26行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計22万5152円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち673円及び17万1685円は小山内司議員がそれぞれ自己負担したと認めることができる（甲B11の1）から、違法な支出額は、5万2794円となる。」

(11) 谷川議員（別表番号11）について

ア 原判決60頁9行目「3分の2として、4万5026円」を「4分の3として、5万0654円」に、23行目「35万5826円」を「36万1454円」にそれぞれ改める。

イ 原判決61頁14行目から17行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計38万7531円が本件使途基準に合致しない支出額であるが、そのうち6万9643円は谷川議員が自己負担したと認めることができるから（甲B12の1），違法な支出額は31万7888円となる。」

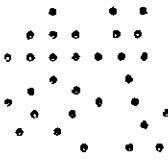
(12) 佐藤克晴議員（別表番号12）について

ア 原判決61頁23行目「小山内稔議員」の次に、「（甲B35の1）及び佐藤博人議員（乙72）」を、62頁6行目「説明もないから」の次に、「（なお、佐藤博人議員も、これらについて合理的な説明をしていない。乙72等）」をそれぞれ加える。

イ 原判決62頁12行目「合理的な説明もないから」の次に、「（第一審被告は、電車の運休により1泊多く宿泊することになった経費であると説明するが、それを客観的に裏付ける資料は提出されていない。）」を加える。

ウ 原判決62頁18行目「ところ、」から23行目末尾までを、次のとおり改める。

「ものの、上記の視察に際しては、視察先がないにもかかわらず京都に1泊していることが認められ（甲B13の3の4），私的な観光旅行の側面



をも有していたとの外形的疑問があり、これに対する合理的な説明もないから、条理に従って按分し、2分の1の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、その余の3万9815円について本件使途基準に合致しない支出と認める。

(乙) したがって、調査旅費としての支出のうち26万6055円については、本件使途基準に合致しない支出となる。」

エ 原判決62頁26行目「提出がないなど」の次に、「(なお、第一審被告は、銀行口座から自動引落しされているためであると主張するが、それを裏付ける証拠は提出されていない。)」を加え、64頁9行目「32万5739円」を「36万5554円」に改める。

(13) 佐藤博人議員（別表番号13）について

原判決64頁14行目、15行目「合致する支出と認め」から17行目末尾までを、次のとおり改める。

「合致する支出と認める。また、その余の30万6900円については、そのうち19万9700円の支出は、鹿児島・種子島において、新幹線開通後の波及効果及び通念観光に関する調査を目的とする調査旅費及び食費として支出した旨が説明され、上記旅費の支出を裏付ける領収書が提出されているものの（乙72），上記視察の日程や具体的な内容等は明らかにされておらず、既に説示したとおり、同行した佐藤克晴議員及び小山内稔議員の説明によってもなお、私的な観光との外形的な疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明がされていないから、その全額を本件使途基準に合致しない支出と認める。その余の10万7200円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出もないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

(14) 三上優一議員（別表番号14）について

ア 原判決65頁24行目末尾に、次のとおり加える。

「第一審原告らは、同議員が上記視察の際、観光地としても有名な南紀白浜に宿泊したこと、上記視察は議員8名により実施されたこと等に照らし、本件使途基準に合致しない支出であると主張するが、視察先及び視察日程（乙9、73）に照らし、南紀白浜に宿泊したことをもって上記視察が観光を目的とするものとまでは認められないし、議員8名による視察が不当に大人数であるとは一概に認められないから、前記認定を左右するものということはできない。」

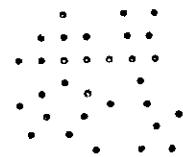
イ 原判決66頁13行目「説明しており」の次に、「（乙73ないし78）」を、14行目「提出していること」の次に、「、視察の日程（乙73）等」をそれぞれ加える。

ウ 原判決66頁17行目末尾に、次のとおり加える。

「第一審原告らは、上記視察の主たる目的が観光にあったことは明らかであると主張するが、上記に説示のとおりそのように認めることはできない。ただし、上記金額のうち2万円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B15の1の3）、6日間の12食分合計1万2000円の限度で本件使途基準に合致する支出と認め、その余の800円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

エ 原判決66頁26行目「具体的に説明し」の次に、「（乙73ないし75、78）」を加え、67頁4行目末尾に、次のとおり加える。

「第一審原告らは、上記視察は一般的な議員活動として評価されるべきであると主張するが、上記に説示のとおり、同議員の視察内容に照らせば、上記視察は調査研究を内容とするものであったと認められるから、第一審原告らの主張は採用することができない。ただし、上記金額のうち9700円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出された



ものと認められるから（甲B15の1の4），4日間の8食分合計800円の限度で本件使途基準に合致するものと認め，その余の1700円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

オ 原判決67頁18行目「既に説示したとおり，」の次に，「2食分合計2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め，その余の合計1000円について，」を加え，20行目及び23行目「3002円」を「1万0702円」にそれぞれ改める。

(15) 嶋口議員（別表番号15）について

ア 原判決68頁10行目末尾に，「ただし，上記金額のうち2万円については，視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B16の1の3），既に説示したとおり，6日間の12食分合計1万2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め，その余の800円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」を，14行目末尾に，「ただし，上記金額のうち9700円については，視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B16の1の4），既に説示したとおり，4日間の8食分合計8000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め，その余の1700円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」をそれぞれ加える。

イ 原判決68頁24行目「既に説示したとおり，」の次に，「2食分合計2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め，その余の合計1000円について，」を加え，26行目及び69頁3行目「3000円」を「1万0700円」にそれぞれ改める。

(16) 山崎隆穂議員（別表番号16）について

ア 原判決69頁16行目末尾に，「ただし，上記金額のうち2万円については，視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B17の1の4），既に説示したとおり，6日間の12食分合計1万

2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の800円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」を、20行目末尾に、「ただし、上記金額のうち9700円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B17の1の3），既に説示したとおり、4日間の8食分合計8000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の1700円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」をそれぞれ加える。

イ 原判決70頁4行目「既に説示したとおり、」の次に、「2食分合計2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1000円について、」を加え、6行目「3000円」を「1000円」に、22行目「1万6400円」を「2万4100円」にそれぞれ改める。

(17) 清野議員（別表番号17）について

原判決70頁26行目「については、」の次に、「その標目に照らし、」を、71頁2行目末尾に、「これに反する第一審原告らの主張は採用することができない。」をそれぞれ加える。

(18) 藤田鉄芳議員（別表番号18）について

原判決72頁18行目末尾に、「ただし、上記金額のうち2万円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B20の1の3），既に説示したとおり、6日間の12食分合計1万2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の8000円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」を加え、25行目「0円」を「8000円」に改める。

(19) 成田功一議員（別表番号19）について

ア 原判決73頁21行目末尾に、次のとおり加える。

「ただし、上記金額のうち2万円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B21の1の3。なお、

同書証においては「特別車両料金」欄に同額が計上されているが、既に説示のとおり、同行した三上優一議員らにおいてこれらが食事代として計上されていることに照らし、同額は食事代として支出されたものと認める。), 既に説示したとおり、6日間の12食分合計1万2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の8000円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

イ 原判決74頁3行目末尾に、次のとおり加える。

「ただし、上記金額のうち9700円については、視察中の食事代（昼・夕食代）として支出されたものと認められるから（甲B21の1の4）、既に説示したとおり、4日間の8食分合計8000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の1700円について本件使途基準に合致しない支出と認める。」

ウ 原判決74頁12行目「既に説示したとおり、」の次に、「2食分合計2000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の1000円について、」を加え、20行目及び23行目「1万4600円」を「2万2300円」にそれぞれ改める。

(20) 木村恆美議員（別表番号20）について

ア 原判決75頁20行目末尾に、次のとおり加える。

「第一審原告らは、同視察先は木村議員の体調を優先して選定されたこと、視察報告書に記載された視察結果に照らし、同視察が調査の実質を有するものとは認められないこと等を主張する。しかし、第一審原告らの指摘する点を検討しても、上記視察の選定に当たり、視察先及び視察内容と市政との関連性以上に木村議員の体調が重視されたとまでは認められないし、前記に説示したほか、石田豪議員作成の視察報告書（甲B23の2の6、乙79の1）によっても、同議員らが大規模リサイクル施設の見学や卸売市場視察を通じて前記各調査を行ったことが認められるか

ら、上記視察が専ら観光を目的とするものであったとまでは認められず、前記認定を左右するものではない。他方、第一審被告は、仮に上記視察に観光の側面があったとしても、それは4日間のうち1日にすぎないから、2分の1の按分は相当でないと主張するが、私的観光で同所を訪れる場合に要する費用等にかんがみても第一審被告の主張を採用することはできない。」

イ 原判決76頁26行目末尾に、次のとおり加える。

「なお、同議員は、前記前提事実記載のとおり、平成21年3月25日付で本件政務調査費に係る収支報告書の記載を訂正し、同月27日、弘前市に対し6万4060円を返還したが、同額に対する平成19年5月1日（残預金の返還時期である平成19年4月30日の翌日。後記3参照。）から平成21年3月27日までの遅延損害金についても支払義務を負う。」

(21) 石田豪議員（別表番号21）について

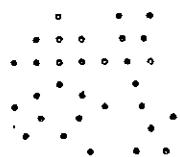
ア 原判決77頁8行目末尾に、次のとおり加える。

「なお、第一審被告は、同視察に同行した議員は他にも存在するが、政務調査費の返還を求められたのは石田豪議員と木村恆美議員のみであるのは不合理であること等を主張し、石田豪議員の作成した同旨の陳述書（乙79の1）を提出するが、そのような事実があったとしても、上記認定が左右されるものではない。」

イ 原判決77頁14行目末尾に、次のとおり加える。

「第一審原告らは、上記の領収書に収入印紙の貼付がないこと等を論難するが、同議員の説明（甲B23の3の1）及び上記の領収書の体裁等に照らし、上記支出があったと認めるのが相当であるから、第一審原告らの主張は採用することができない。」

(22) 工藤良憲議員（別表番号22）について



ア 原判決 77 頁 26 行目「食事代である」から 78 頁 4 行目末尾までを、次のとおり改める。

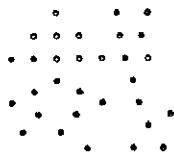
「上記の視察中である平成 18 年 10 月 10 日の 1 食分の食事代である（甲 B 24 の 5 の 2）から、既に説示したとおり、1 食分 1000 円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計 5331 円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」

また、前記 4 万 2485 円のうち、3 万 6154 円については支出を裏付けるに足りる資料がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。これに対し、第一審被告は、同額は交通費として支出された 3 万 6750 円の一部であるという趣旨の主張をし、領収書（乙 64 号証の 2 ③）を提出する。しかし、上記領収書の作成日付は上記視察より 1 年以上も前の平成 17 年 8 月 29 日であるから、同額が上記視察のための交通費として支出されたとは認め難いのであり、第一審被告はこの点について合理的な説明をしていないから、上記支出は本件使途基準に合致しないものと認める。」

イ 原判決 80 頁 11 行目「食事代について既に説示したところと同様、」を「専ら酒の購入費等に充てられたと認められるから（甲 B 24 の 5 の 3），」に改め、81 頁 1 行目末尾に、「第一審原告らは、上記書籍は、同議員が出版元から送りつけられて渋々購入した書籍の費用であると主張するが、推測の域を出るものではなく、上記認定を左右するものではない。」を加える。

ウ 原判決 81 頁 2 行目「（甲 B 24 の 1）」の次に、「及び「全国農業新聞」購読料のうち 7200 円」を、3 行目「甲 B 24 の 6 の 2」の次に、「乙 64 の 2 ①」を、5 行目末尾に、「第一審原告らは、同議員が専業農家である旨を指摘するが、上記認定を左右するものではない。」をそれぞれ加える。

エ 原判決 81 頁 7 行目「（甲 B 24 の 1）」の次に、「のうち 300 円」を加



え、10行目「4万6500円」を「3万9300円」に改める。

オ 原判決82頁4行目から7行目までを「また、参加旅費7万1780円（甲B24の8の2）については、領収書（乙64の2②）が提出されているから、本件使途基準に合致する支出と認める。」に、9行目「ついても」を「については」に、13行目「49万1780円」を「42万円」に改める。

カ 原判決82頁23行目から83頁9行目までを、次のとおり改める。

〔(ウ) 同事務所における電気料9444円（甲B24の9の5）、水道料1万7736円（甲B24の9の4）及び電話料2万3049円（甲B24の9の3）については、いずれも支出を裏付ける領収書が提出されているが、その作成者はいずれも農業協同組合とされており、これらの支出を客観的に裏付ける証拠として十分なものとは認め難い。また、第一審被告は、第一審原告らからこの点について指摘を受けながらも、何ら合理的な説明をしていないから、上記支出はいずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。〕

さらに、その余の2万円については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がないなど、外形的に疑問がうかがわれ、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

〔(エ) したがって、事務所費としての支出のうち12万0229円が本件使途基準に合致しない支出となる。〕

キ 原判決83頁17行目「乙18」の次に、「80」を加え、23行目から84頁1行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計93万3154円が本件使途基準に合致しない支出となるが、そのうち500円（甲B24の4の3記載の7万7500円のうち7万7000円を計上していることによる。）及び61万7182円は工藤良憲議員が自己負担したと認めることができる（甲B24の

1) から、違法な支出額は、31万5472円」となる。」

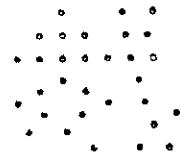
(23) 三上惇議員（別表番号23）について

ア 原判決84頁18行目末尾に、「以上に反する第一審原告らの主張は、上記説示及び同議員の説明内容（乙81）に照らし、いずれも採用することができない。」を加える。

イ 原判決84頁26行目「説明されており」から86頁9行目末尾までを、次のとおり改める。

「説明されている（甲B25の3の10、乙21）。しかし、既に説示したとおり、海外への旅行を伴う調査活動については、それ自体が私的な観光旅行であるとの外形的な疑問をうかがわせるものといわざるを得ないから、調査研究活動との関連性についてはそれ相応の合理的な説明が求められるというべきところ、同視察においてはタージマハール等の観光地を訪れたことが認められ（甲B25の3の6）、私的な観光旅行の側面をも有していたとの外形的疑問があるのであり、この点に関する議員の説明（乙65、81）を精査しても、これらの観光地の視察の必要性及び市政との関連性について十分に説明されているとは認められない。そうすると、上記視察のために支払われた費用については、条理に従つて按分し、2分の1の限度で本件使途基準に合致する支出と認めるのが相当である。

(ウ) そして、前記26万9600円の支出の内容について検討すると、そのうちの訪問旅行代金等22万6200円（甲B25の3の6、8）については、旅行代金16万3000円のほか、企業視察参加費用1500円、インド地方州交流プログラム費用4500円等であり、その支出を裏付ける証拠も提出されている（甲B25の3の5、7）。また、JR券代2万9400円については、上記訪問旅行のために要した弘前・東京間の往復交通費と認められる（甲B25の3の1、乙21）。さらに、



銀行振込明細書が提出されている1万4000円（甲B25の3の2）については、日印友好親善地方議員連盟結成のための旅行申込金の後日振込であると説明されており（乙21），上記訪問旅行を契機として、日本とインド両国の更なる親善友好関係を促進し、政治経済文化関係の強化発展を目指し、議員同士の交流を図るべく、上記連盟が結成された（甲B25の3の10）という経緯等に照らせば、上記連盟の結成及び運営は、先進地調査等に当たり必要な支出と認められる。

他方、航空券代4万0900円及び同3万9050円（甲B25の3の3，4）については、いずれも名宛人が「駅前タクシー三上淳様」（なお、同議員は、株式会社弘前駅前タクシーの代表取締役を務めている。争いがない。）と記載されており、議員としての支出であるか外形的に疑問がうかがわれ、同議員の説明（乙21，65）も合理的なものということはできないから、本件使途基準に合致すると認められない。

(エ) したがって、上記(ア)の支出34万9550円のうち、本件使途基準に合致しない合計7万9950円を除く26万9600円について、条理に従って2分の1に按分することとし、13万4800円について本件使途基準に合致する支出と認め、その余について本件使途基準に合致しない支出と認める。以上に反する当事者の主張は、いずれも採用することができない。」

ウ 原判決87頁7行目及び11行目「うかがわれないから、」を「うかがわれず、同議員によりその有用性が具体的に説明されていることも認められるから（乙81），」に改める。

エ 原判決88頁25行目「6及び7」の次に、「及び同議員による反論書（乙81）」を加える。

オ 原判決89頁6行目から9行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、56万7826円が本件使途基準に合致しない支出とな

るが、そのうち7万1262円は三上惇議員が自己負担したと認めることができる（甲B25の1）から、違法な支出額は、49万6564円となる。」

(24) 工藤力議員（別表番号24）について

ア 原判決89頁25行目「うかがわれず」の次に、「(第一審原告らは、上記視察は観光を目的とするものであると主張するが、上記視察の日程、訪問場所等(甲26の3の10)に照らしても、そのようには認められない。)」を、90頁3行目「3の7」の次に、「乙82」をそれぞれ加え、8行目「既に説示したとおり、」を、「同視察中に支出された5食分の食事代と認められるから（甲B26の2、26の3の1ないし5）、既に説示したとおり、合計5000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の4500円について、」に改める。

イ 原判決90頁18行目「甲B26の2」の次に、「乙66、83」を加え、21行目「調査研究活動」から25行目末尾までを、次のとおり改める。
「上記視察は調査研究活動として行われたものと認めるのが相当である。
第一審原告らは、視察先に観光施設（知覧特攻平和館、武家屋敷等。なお、奄美パークは地元物産販売施設である。）が含まれることに照らし、
上記視察は私的観光の実質を有すると主張するが、上記視察の目的が観光行政の調査であることは既に認定したとおりであり、これに反する証拠はないから、第一審原告らの主張は採用することができない。以上によると、上記の視察はいずれも目的に資するものであったと認めることができるから、上記支出額の全額を本件使途基準に合致するものと認める。」

ウ 原判決91頁10行目「の2分の1」から92頁1行目末尾までを、次のとおり改める。

「について本件使途基準に合致するものと認める。

次に、大島紬村入場料500円については、5名分2500円の支出を裏付ける領収書（甲B26の4の6）が提出されているところ、当該施設は奄美市の伝統産業である大島紬の生産から販売までの工程を展示する観光施設であるが、その視察は前記研修目的に合致すると認められるから（乙22、66）、本件使途基準に合致する支出と認める。また、タクシー代及びバス代合計3540円のうち1100円については、行程表（甲26の4の3）においてもバスの利用により移動することが予定されていたと認められ、公共バスを利用した旨の説明がされているから（乙66）、本件使途基準に合致するものと認め、その余については、支出を裏付けるに足りる資料の提出がなく、これに対する合理的な説明もないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。その他の9769円については、同議員が誤算により誤って計上した旨を自認しているから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

さらに、食事代合計1万2416円については、既に説示したとおり、7食分合計6954円（ただし、平成18年5月8日の昼食代は、実費である954円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計5462円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。

したがって、上記支出のうち、合計1万7771円が本件使途基準に合致しない支出となる。」

エ 原判決93頁11行目「既に説示のとおり、」の次に、「4食分（ただし、平成18年11月2日の昼食代は実費500円の限度で認め、合計3500円）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計1500円について、」を加え、13行目「6220円」を「2720円」に改める。

オ 原判決93頁21行目「ところ、」の次に、「上記のとおり、同議員自身が、上記ガソリン代の中に私的使用分等が含まれることを認めていること

に照らすと、同控除前の8万6213円について、「」を加え、94頁2行目「15万6924円」を「6万7947円」に改める。

カ 原判決95頁8行目から96頁14行目までを、次のとおり改める。

〔エ〕 電話代11万2539円（甲B26の2）のうち、携帯電話料金4万4460円（乙22）については、そのうち11か月分の支出を裏付ける資料（甲B26の8の1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19及び21（以上KDDI株式会社作成））が提出されており、同議員から政務調査活動において携帯電話を利用する必要性が高いこと及び私的利用分を考慮して、基本料金の1年分のみを計上したこと（1か月3705円として12か月分の4万4460円）が説明されている（甲B26の2, 乙66）。これらによると、同議員について、固定電話と別に携帯電話を利用する必要性があったと認めることができるものの、既に説示したとおり、電話料金については、政務調査活動における使用分とそれ以外の使用分との合理的な区分は困難であるから、上記の証拠により支出が裏付けられる11か月分の携帯電話料金（なお、私的利用分の控除前のもの）4万8211円について、条理に従って按分し、その4分の1である1万2053円の限度について、本件使途基準に合致するものと認め、携帯電話料金4万4460円から上記1万2053円及び自己負担分7456円を控除した後の2万4951円について本件使途基準に合致しないと認めるのが相当である。

また、固定電話利用料金6万8079円（乙22）については、NTT東日本分10万4587円及び日本テレコム分5万8986円の合計16万3573円の支出を裏付ける資料（甲B26の8の1ないし10, 12（以上東日本電信電話株式会社作成）、甲B26の8の13, 15, 17, 19, 21（以上日本テレコム株式会社作成）,

甲B26の8の23, 25, 27, 29及び31（以上ソフトバンクテレコム株式会社作成）が提出されている。そして、NTT東日本分10万4587円及び日本テレコム分6万7864円の合計17万2451円から私的使用分に相当する10万4372円を控除した6万8079円を計上したと説明されているところ（甲B26の2），既に説示したとおり，電話料金については，政務調査活動における使用分とそれ以外の使用分との合理的な区分は困難であるから，支出を裏付ける資料のある上記16万3573円から，日本テレコムの平成18年4月分のうち前年度分を日割した金額1214円を控除した16万2359円について，条理に従って按分し，その4分の1の限度（4万0590円）について，本件使途基準に合致するものと認め，固定電話利用料金合計17万2451円から上記4万0590円及び自己負担分10万4372円を控除した後の2万7489円について，本件使途基準に合致しないと支出と認める。

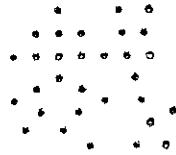
(オ) したがって，雑費としての支出のうち，5万2739円が本件使途基準に合致しない支出となる。以上に反する当事者の主張は，いずれも採用することができない。

オ 小括

以上によれば，12万0686円が本件使途基準に合致しない支出となるが，1万8962円については自己負担したと認めることができる（甲B26の1）から，違法な支出額は，10万1724円となる。」

(25) 下山議員（別表番号25）について

ア 原判決97頁2行目「調査研究活動」から5行目末尾までを，「視察の際の配布資料等が提出されているところ（乙83），調査研究活動との関連性が認められ，前記(24)イ(ウ)で説示したとおり，上記視察は政務調査活動に資するものであったと認められるから，その全額について本件使途基準



に合致する支出と認める。」に改める。

イ 原判決97頁11行目末尾に、次のとおり加える。

「なお、同議員は、平成18年7月21日に行われた斜里町視察研修に参加するため、同日に行われた全国都市問題会議のパネルディスカッションに出席できなかった旨を自認するが、その余の視察については予定どおり行われたものと認められるのであり（乙23、83），前記認定は左右されない。また、第一審原告らは、上記視察は観光を目的とするものであると主張するが、上記視察の日程、訪問場所等（甲B26の3の10）に照らしても、そのようには認められない。」

ウ 原判決97頁18行目、19行目を次のとおり改める。

「（オ）したがって、調査旅費としての支出については、いずれも本件使途基準に合致するものと認める。」

エ 原判決97頁24行目「乙23」の次に、「、83」を加え、99頁14行目、15行目を、「ことが認められ、書籍のタイトル（「次郎物語上中下」、「特攻の思想」等）が明らかにされている（乙23）ものの、これらのタイトルに照らし、調査研究活動との関連性があるとは認められず、この点に関する合理的な説明はないから、上記支出額について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」に改める。

オ 原判決99頁25行目「2万6497円」を「3万7516円」に改め、26行目末尾及び101頁9行目末尾に、「以上に反する当事者の主張は、いずれも採用することができない。」をそれぞれ加える。

カ 原判決101頁18行目を、次のとおり改める。

「以上によれば、3万9734円が違法な支出額となる。」

(26) 藤田隆司議員（別表番号26）について

ア 原判決102頁5行目「関連性はうかがわれる」から10行目末尾までを、次のとおり改める。

「関連性があると認められる。他方、同行した町田議員は、沖縄に一泊して、宮古島、石垣島を視察する予定であったが、台風のためにやむを得ず浦添市の市役所へ視察を行ったと説明するが（甲B33の2）、甲B28の3の2によれば、同市役所への訪問は当初から予定されていたと認められ、藤田隆司議員もその旨を具体的に説明し、町田議員も乙56において同趣旨の説明をしているから、同視察は調査研究活動に資するものであったと認めるのが相当であり、上記支出額の全額について本件使途基準に合致するものと認める。」

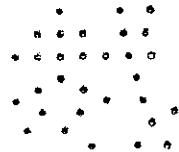
イ 原判決102頁12行目「9万7930円」を「0円」に改める。

(27) 成田善一議員（別表番号28）について

ア 原判決103頁21行目末尾に、「及び実際に作成された議会だよりの控え（乙85の2）」を加え、104頁18行目「説明されており」から20行目末尾までを、次のとおり改める。

「説明されているが（甲B30の1）、そのうち2枚の領収書の作成者が仕出し店であること（甲B30の8の1、3）、その余の2枚の領収書も、作成者をホテルとする同程度の金額の領収書であること（甲B30の8の2、4）に照らすと、飲食の提供を伴うものであったことが推認される。そして、市政に関する報告会において、飲食の提供を伴う必要性があるかは疑問があるところ、この点について十分な説明がされていないから、上記支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものと認める。」

イ 原判決104頁24行目「調査研究活動」から26行目末尾までを、「政務調査活動分とそれ以外の議員活動分との合理的区分は困難であるから、各2分の1ずつとするのが相当であり、9万3000円を本件使途基準に合致しない支出と認める。」に、105頁12行目、13行目を「以上によれば、成田善一議員の違法な支出額は、132万6675円となるところ、そのうち71万5183円については自己負担したと認めることができる



から（甲B30の1），違法な支出額は61万1492円となる。」にそれぞれ改める。

(28) 高谷議員（別表番号29）について

ア 原判決105頁19行目「提出されている」から22行目末尾までを、「提出されており、前記(26)アにおいて説示したとおり、同視察は調査研究活動に資するものであったと認めるのが相当であるから、上記支出額の全額について本件使途基準に合致するものと認める。」に改める。

イ 原判決106頁11行目「2万2000円」を「2万2200円」に改め、107頁14行目末尾に、「第一審原告らは、これらの支出を裏付ける領収書は、再発行されたものである等の不自然な点があると主張するが、いずれも前記認定を左右するに足りるものではなく、採用することができない。」を加える。

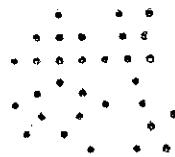
ウ 原判決108頁17行目から20行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計27万2200円が本件使途基準に合致しない支出となるが、上記イで説示した1734円及び1万3920円は高谷議員が自己負担したと認めることができる（甲B31の1）から、違法な支出額は、25万6546円となる。」

(29) 工藤栄弥議員（別表番号30）について

ア 原判決109頁9行目、10行目「説明がされている」から12行目末尾までを、「説明されており、前記(26)アにおいて説示したとおり、同視察は調査研究活動に資するものであったと認めるのが相当であるから、上記支出額の全額について本件使途基準に合致するものと認める。」に、110頁8行目「25万9073円」を「16万1153円」にそれぞれ改める。

イ 原判決111頁7行目「購入代1470円」の次に、「、「夜の橋」購入代1890円、「刺客」購入代1575円、「共産主義黒書」購入代3150円」」を加え、「4万2194円」を「3万5579円」に、2



1行目「9万1242円」を「9万7857円」に改める。

ウ 原判決112頁24行目から113頁1行目までを,次のとおり改める。
「以上によれば,合計46万6822円が本件使途基準に合致しない支出となるが,上記エで説示した4万8963円及び14万9000円は工藤栄弥議員が自己負担したと認めることができる(甲B32の1)から,違法な支出額は,26万8859円となる。」

(30) 町田議員(別表番号31)について

ア 原判決113頁11行目「提出されているものの,前記(26)アと同様,」を「提出されており,前記(26)アにおいて説示したとおり,同視察は調査研究活動に資するものであったと認めるのが相当であるから,上記支出額の全額について本件使途基準に合致するものと認める。」に,114頁11行目「12万9635円」を「5円」にそれぞれ改める。

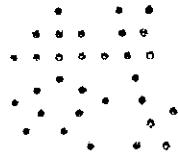
イ 原判決116頁26行目から117頁3行目までを,次のとおり改める。
「以上によれば,合計29万8739円が本件使途基準に合致しない支出となるが,21万9562円は町田議員が自己負担したと認めることができると(甲B33の3の2)から,違法な支出額は7万9177円となる。」

(31) 工藤光志議員(別表番号32)について

ア 原判決118頁20行目「なお,」から22行目末尾までを削る。

イ 原判決119頁2行目「うかがわれないものの,」から120頁16行目末尾までを,次のとおり改める。

「うかがわれない。しかし,上記視察において,同議員らは,平成18年5月10日に指宿市役所を視察した後,知覧町を訪れ,知覧特攻平和館及び武家屋敷等の観光施設を訪れたことが認められるところ(甲B34の4の7),工藤光志議員は,上記視察は同日の指宿市役所の視察により視察調査は所期の目的を達成し終了したと説明しているから(乙29),



同議員が上記観光施設を視察の一貫として訪れたものと認めることはできない。そうすると、上記視察は、私的観光の側面があったというべきであるから、条理に従って按分し、視察に要した費用の2分の1の限度で本件使途基準に合致する支出と認めるのが相当であるから、上記13万5552円については、その2分の1である6万7776円を本件使途基準に合致しない支出と認める（既に説示したとおり、工藤力議員及び下山議員については、これらの施設についても視察の必要性があった旨が説明されていたため、上記額の全額について本件使途基準に合致する支出と認めたが、工藤光志議員においては、上記観光施設の訪問は視察終了後である旨を自認するのであるから、支出の適否に関する判断が他の議員と異なるのはやむを得ないというべきである。）。

次に、その余の4万円（甲B34の2の4）について検討すると、その内訳は、平成18年5月10日の宿泊代8295円、7回分の食事代合計2万2500円（同月8日の昼食代1500円、同日の夕食代500円、同月9日の昼食代2000円、同日の夕食代5500円、同月10日の昼食代2000円、同日の夕食代5000円、同月11日の昼食代1500円）、ジャンボタクシー「名瀬タクシー」及び「鹿児島第1交通」に係る代金合計5000円（前者につき2000円、後者につき3000円）及び諸雑費4205円である（甲B34の4の16。なお、第一審原告らは上記の内訳にかかわらず、その費用の全額について違法な支出であると主張する趣旨であることが明らかである。）。

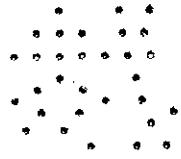
そして、このうち宿泊代8295円についてはそれを裏付ける領収書（甲B34の4の45）が提出されているから、上記チケット代及び宿泊代13万5552円について述べたのと同様、条理に従って按分し、その2分の1である4148円を本件使途基準に合致しない支出と認める。

次に、食事代合計2万2500円については、同額の支出を上回る7枚の領収書（甲B34の4の19ないし25）が提出されており、これらは工藤光志議員を含む視察議員5名の7食分の食事代であって、工藤光志議員の食事代は別表の「工藤光志議員」に関する「調査旅費」のうち、「鹿児島市名瀬市、鹿児島県指宿市(地産地消について名瀬市5／8、温泉付宅地分譲について指宿市)」欄の該当箇所の支出額欄に記載のとおりであると認められるから、1食当たり1000円（ただし、平成18年5月8日の昼食代は実費955円（甲B34の4の20）として、合計6955円を条理に従って按分することとし、同額の2分の1（3477円）の限度でこれを本件使途基準に合致する支出と認め、その余の1万9023円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。

また、前記のタクシ一代等については、日程表にはジャンボタクシーで移動した旨の記載があるものの（甲B34の4の7）、ジャンボタクシー一代として上記金額が支払われたことを直接裏付ける証拠はなく、個別の多数の領収書が提出されているところ（甲B34の4の28ないし43）、日程表によればジャンボタクシーの利用は2回であるものの、提出された領収書は16枚に上る等、整合性に疑問があり、この点について合理的な説明もされていないから、いずれも本件使途基準に合致しない支出と認める。その他の諸雑費4205円は、その内容が不明確であるから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

以上によると、上記支出のうち、本件使途基準に合致しない支出の合計は10万0152円となる。」

ウ 原判決121頁19行目「本件使途基準に合致せず、」を「1食当たり1000円の限度で本件使途基準に合致するものと認められるところ、同視察は平成18年7月21日、同月22日に行われたと認められるから（甲B34の1）、合計4食4000円（なお、同月21日付けの領収書は4通



あるが（甲B34の4の52ないし54、56）、3食の限度で認める。また、同月22日付けの領収書は1通であるから、1食の限度で認める。）の限度で本件使途基準に合致するものと認め、「」に改める。

エ 原判決121頁23行目「2万4000円」を「2万円」に、122頁7行目「13万3386円」を「13万5352円」にそれぞれ改める。

オ 原判決125頁21行目「3分の1」を「4分の1」に、「3分の2」を「4分の3」に、23行目「1万5657円」を「1万6785円」にそれぞれ改める。

カ 原判決126頁4行目末尾に、「この判断は、上記支出がされた時期を考慮しても左右されるものではない。」を加える。

キ 原判決126頁8行目から12行目までを、次のとおり改める。

「以上によれば、合計43万6926円が本件使途基準に合致しない支出となるが、上記イで説示した2万0143円及び上記オで説示した8080円は収支報告書に計上されておらず、また、27万3409円は工藤光志議員が自己負担したと認めることができる（甲B34の1）から、違法な支出額は13万5294円となる。」

(32) 小山内稔議員（別表番号33）について

ア 原判決128頁4行目「説示したとおり、」の次に、「1食1000円の限度で本件使途基準に合致するものと認め、4食分合計3700円（甲B35の3の20、24、26。第一審被告は、上記視察の際の食事は、昼食代2食分（うち1食は1000円を下回る700円）及び夕食代2食分と主張するから（第5準備書面（控訴審）、その限度で認める。）について本件使途基準に合致するものと認め、その余の合計6540円について、本件使途基準に合致しない支出と認める。」を加える。

イ 原判決128頁5行目「29万1325円」を「28万7625円」に、129頁12行目「40万0198円」を「39万6498円」にそれぞ

れ改める。

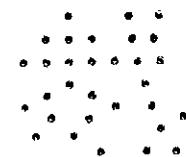
(33) 原判決129頁20行目末尾に、「また、既に説示のとおり、木村恆美議員は、これに加えて、平成21年3月27日に返還した6万4060円に対する平成19年5月1日から平成21年3月27日まで民法所定の年5分の遅延損害金の支払義務も負い、弘前市は、同議員に対し、同額の金員について不当利得返還請求権を有している。」を加える。

2 以上によると、吉田議員らは、それぞれ、弘前市に対し、別表の「当裁判所の判断」の「総計」欄に記載の額の不当利得返還請求義務を負うとともに、これに対する平成19年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。また、木村恆美議員は、これに加えて、6万4060円に対する平成19年5月1日から平成21年3月27日まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。よって、第一審原告らの本件控訴及び第一審被告の控訴はいずれも上記に掲げた限度で理由があるから、これと異なる原判決を変更することとし（なお、第一審被告は、藤田昭議員、下山議員及び工藤栄弥議員に対する請求を求める部分については不服申立てをしていないから（第一審被告の控訴の趣旨参照。）、同部分について原判決を第一審原告らの不利益に変更することはできない。），主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 宮 岡 章

裁判官 本 多 幸 翠



裁判官 楠 松 晴 子

(別紙)

認容金額一覧

番号	議員名	認容金額
1	吉田銀三	10万2211円
2	蒔苗幸男	18万8847円
3	藤田昭	4万9367円
4	柳田誠逸	14万4670円
5	山崎和也	72万円
6	宮本隆志	5万7520円
7	木村定光	49万9454円
8	一戸兼一	58万0861円
9	三上秋雄	23万9100円
10	小山内司	5万2794円
11	谷川政人	31万7888円
12	佐藤克晴	36万5554円
13	佐藤博人	56万0490円
14	三上優一	1万0702円
15	嶋口正美	1万0700円
16	山崎隆穂	2万4100円
17	清野一栄	3560円
18	藤田鉄芳	8000円
19	成田功一	2万2300円
20	木村柾美	20万2440円
21	石田豪	17万7500円

3
 3 3 3
 3 3 3 3 3
 3 3 3 3 3
 3 3 3 3 3
 3 3 3 3 3
 3 3 3 3 3

22	工藤良憲	31万5472円
23	三上惇	49万6564円
24	工藤力	10万1724円
25	下山文雄	9万6491円
26	福士博嗣	72万円
27	成田善一	61万1492円
28	高谷友視	25万6546円
29	工藤栄弥	36万0164円
30	町田藤一郎	7万9177円
31	工藤光志	13万5294円
32	小山内稔	39万6498円

議員番号	科目	内訳	支出日	支出額	書類No.	違法支出額	第一審原告らの主張		原裁判所の判断	第一審被告の主張	当裁判所の判断
							理由	原判決中の不服額			
1 吉田銀三	研究研修費	9/19~9/21札幌市、全国都市問題会議90,850	7月20日	10,000	B1の7の2 の6の1	10,000	会議に参加していれば当然入手したであろう食料さえ提出されず、提出できないことについて合理的説明もない。会議に参加したという実質を示す資料が示されていない、会議の前日から宿泊するも、前日の日程は観光旅行にすぎない。	0			0
	会議参加費	旅費：65,800円(航空券+宿泊代2泊分)+ジャンボタクシー代11,250円(7/19,20,21)	6月30日	77,050	B1の7の2 の6の2	77,050		0			0
	海老元8人分6,720円	7月19日	840	B1の7の2 の7の1	840	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	220	目的不明の支出である。	840	840	旅行中の昼食代は1500円までは政務調査費の範囲内である(*4)
	コクミン薬局(カメラ代)	7月19日	220	B1の7の2 の7の2	220						220
	魚やー丁(食事)	9,600	H17.7.19	1,200	B1の7の2 の7の3	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。期間外支出である。	1,200	1,200	弘前市職員等の旅費に関する条例によれば、食卓料は1回3000円とされ、旅行中の食卓料を政務調査費から賄うこととは目的外支出にはならない。(*1)	200
	タクシー代(つばめ自動車)1,560	7月20日	195	B1の7の2 の7の4	195	行程表によれば、ホテルと会議会場間の移動は貸し切ったジャンボタクシーによるとされているから、別途タクシーを利用した目的が不明である。	195		195		195
	タクシー代(やまとタクシー)1,560	7月20日	195	B1の7の2 の7の5	195	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。なお、何故9名なのかは不明である。	1,200	1,200 * 1と同旨	195		195
	キンビール園アーバン店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	B1の7の2 の7の6	1,200				200		200
	自己負担分		-50		-50				-50		-50
	小計		90,850		90,850	50円は自己負担しているが、全額が使途基準に合致しない。	3,800				960
1/9~1/12大津市、輪島市第3回全国市議セミナー外 111,663											
	旅費	1月5日	80,275	B1の8の6 の1	80,275	議員引退直前の旅行であり、全く市政に生かす金地がない。旅行先で入手したとする資料は示されていないが、セミナーへの参加目的すら説明されておらず政務調査活動が実質行われたということが検証できる程度の説明もされていない。	0				
	セミナー参加費	12月27日	10,000	B1の8の6 の2	10,000	配布資料が示されているだけである。調査研究の実費があつたことが窺えない。	0				0
	川松空港屋食 4,650	1月9日	1,550	B1の8の6 の9	1,550	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,550	1,550 1500円について * 4と同旨	550		
	輪島ホテル代 19,500	1月9日	6,500	B1の8の6 の10	6,500	朝食付きの宿泊費である。山崎和也宛のもので本人宛の領収書ではない。	0		0		0
	輪島夕食代 29,500	1月9日	9,833	B1の8の6 の6	9,833	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	9,833	9,833 3000円について * 1と同旨	8,833		
	夕食会場～ホテル タクシ一代	1月9日	620	B1の8の6 の8	620	目的外支出である。	413	タクシー代やバス代は時間的余裕がないため領収証を徵求できなかつたが、日程上、タクシーやバスに乗車することは必要不可欠である。(*3)	413		
	有料道路	1月9日	516	B1の8の6 の5	516	目的不明の旅行に係る支出である。	0		0		0
	輪島屋食 3,900	1月10日	1,300	B1の8の6 の4	1,300	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,300	1,300 * 4と同旨	300		300
	輪島キリコ会館入場料 1,290	1月10日	430	B1の8の6 の7	430	どのような調査が行われたのか不明である。	430		430		430
	和倉温泉 31,826	1月11日	10,609	B1の8の6 の11	10,609	山崎和也宛の領収証である。コンパニオン代を含む宴会費用であり、使途基準に合致しない。	10,609	10,609 3000円について * 1と同旨	10,609		
	差額分(喫茶代) 164		55	B1の8の6 の3	55	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	55	55 * 1と同旨	55		

自己負担分	-10,025	-10,025	-10,025	-10,025	-10,025
小計	111,663	111,663	111,663	111,663	111,663
科目合計	202,513	202,513	202,513	202,513	202,513
調査旅費					
10/6~10/7岩泉町農林業行政調査	17,000				
ホテル龍泉洞愛山	10月6日	8,400	B1の9の3	8,400	1泊2食付きの宿泊料金であるが、食事代は個人的な支出である。
不明	不明	8,600	B1の9の2	8,600	支出しを裏付ける領収証が示されていない。行程表には「4食8,600」のメモ書きがあるが、これは個人的な支出である。行程表のほか岩泉町に係る資料は示されているが、調査研究の実質があつたことを示す資料は示されていない。現地で入手したである2名刺や資料が全く示されていない。
小計	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
10/9~10/11青梅市、藤沢市病院経営救急センター調査	60,350				
旅費	9月28日	51,925	B1の10の2	51,925	2つの病院の入手資料があり、藤沢市民病院の資料には9行のメモ書きが確認できるが、青梅市立病院の資料にはメモ書きすらない。一般的な提携者と同じ立場で説明を受けただけでどのような調査研究がなされたのか説明されていない。
不明	不明	8,425	B1の10の1	8,425	行程表に「7食8,400」のメモ書きがある。食費であれば個人的な支出である。支出があったことが客観的に検証できない。
小計	60,350	60,350	60,350	60,350	60,350
1/17~1/20台湾台北市りんご販売事情調査	128,150				
旅費	1月10日	128,150	B1の11の1	128,150	(財)青森県りんご協会会长名による「海外研修参加費」領収書である。実際の旅行は1/23~26に行われたことが見える。日程表によれば日程の大半が観光に充てられており、当該旅行に向けた事前調査が行わられたといふことも窺えない。示された資料にはメモ書きえなく、吉田議員によつてどのような調査が行われたのか不明である。「台湾報告書」はリンク協会職員が作成したもので吉田議員が作成したものではなく吉田議員の調査研究結果を示すものではない。
小計	128,150	128,150	128,150	128,150	128,150
2/15~2/16沖縄市、東通村小中学校教育問題調査	16,442				
物損害対策調査					
宿食代	2月15日	1,500	B1の12の4	1,500	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。
宿泊代	2月15日	9,800	B1の12の5	9,800	議員引退直前の旅行であり、政務調査活動の実質がない。
屋食代	2月16日	1,500	B1の12の6	1,500	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。
レンタカーレンタル代	2月17日	4,000	B1の12の7	4,000	議員引退直前の旅行であり、政務調査活動の実質がない。
軽油代	2月17日	1,142	B1の12の8	1,142	同上
自己負担分	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500
小計	16,442	16,442	16,442	16,442	16,442
科目合計	221,942	221,942	221,942	221,942	221,942
小計	14,165	14,165	14,165	14,165	14,165
12,125	12,125	12,125	12,125	12,125	12,125
0	0	0	0	0	0
82,600	82,600	82,600	82,600	82,600	82,600
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
-500	-500	-500	-500	-500	-500
72,600	72,600	72,600	72,600	72,600	72,600

貲 賄 人 費	第一法規 37,270	11月29日	20,870	B1の13の4	20,870	何を購入したのか不明であり、市政との関わりも検証できない。	0
		H19.3.29	16,400	B1の13の6	16,400	任期満了直前の購入である。どのような必要性があつたのか説明されない。	16,400
		7月27日	3,600	B1の13の2	3,600	市民から相談を受けるのでそのために購読しているから目的外支出である。	1,800
全国農業新聞 7,200		1月29日	3,600	B1の13の7	3,600	同上。「07年2月号～724より12号分」であれば、10号分は期間外支出である。	0
現代農業 9,600		1月22日	9,600	B1の13の11	9,600	示された領収書はH19.3分だけである。一般紙であるから調査研究には当たらない。	8,000
むつ新報 31,200		不明	31,200	B1の13の3	31,200	何を購入したのか不明であり、市政との関わりも検証できない。	28,600
ブリタニカジャパン 9,900		8月11日	9,900	B1の13の5	9,900	同上。	0
教育公論社 22,116		8月11日	33,180	B1の13の10	33,180	0	0
教育新聞社 21,000		8月11日	15,750	B1の13の8	15,750	同上	0
自己負担分		11月29日	31,500	B1の13の9	31,500	-37,314	-37,314
科目合計			138,286			17,486	17,486
総計			562,741			118,051	102,211
2 薙 苗 幸 男 研 究 修 費	4/12～14自治体議会学会(東京)102,420円						
旅費(フラー観光)	H18.3.28	52,580	B2の4の3 ①	52,580	前年度支出である。	0	0
参加費(自治体議会政策 学会)	H18.3.22	35,840	B2の4の3 ④.5	35,840	同上	840	840
「空航往復」とただし書き のある支出	4月14日	10,000	B2の4の3 ③	10,000	目的不明の支出である。同議員の日常的な議員活動における交通手段は自家用車であり必要がな い。	0	0
使途不明分	不明	4,000		4,000	支出されたことが確認できない。	4,000	4,000
小計		102,420		102,420		4,840	4,840
7/12～14自治体議会学会97,765円							
旅費(フラー観光)	7月3日	53,925	B2の5の3 ④	53,925	本件旅行と弘前市政との関わりが不明である。単に議員としての素養を高めるために参加したものである。	0	0
「独孤～駅往復」とただし書き のある支出	7月12日	4,000	B2の5の3 ①	4,000	公共交通機関による交通費を計上すべきである。	0	0
参加費(自治体議会政策 学会)	6月5日	35,840	B2の5の3 ②.3	35,840	本件旅行と弘前市政との関わりが不明である。単に議員としての素養を高めるために参加したものである。一般的な議員活動である。	840	840
使途不明分	不明	4,000		4,000	支出されたことが確認できない。	4,000	4,000
小計		97,765		97,765		4,840	4,840
7/20～22全国都市問題会議(札幌市)101,050円							
旅費(フラー観光)	6月30日	77,050	B2の6の2 ①	77,050	立法趣旨に合致しない支出である。会議に出席していれば当然入手したであろう資料も提出されておらず参加は確認されない。また参加する目的の説明もなく市政との合理的関連性がない。	0	0
会議参加費	7月20日	10,000	B2の6の2 ②	10,000	同上	0	0
「空航往復」とただし書き のある支出	7月19日	10,000	B2の6の2 ③	10,000	目的外支出である。タクシーを使う必要性がない。	0	0

食事代(海老元)6,720円8名分	7月19日	840	B2の6の2 ○5	840	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	840	840 * 4と同旨	0
カメラ代(コクミン薬局)1,760円8名で按分	7月19日	220	B2の6の2 ○6	220	都市問題会議参加とカメラ購入の関係が不明であり、目的外支出である。	220	1,200 * 1と同旨	220
食事代(魚やーT)9,600円8名分	H17.7.19	1,200	B2の6の2 ○7	1,200	食卓料は個人的な費用である。期間外支出である。	1,200	1,200 * 1と同旨	200
タクシー代(つばめ自動車)1,560円8名で按分	7月20日	195	B2の6の2 ○8	195	目的不明の支出である。	195	195 * 3と同旨	195
タクシー代(やまとタクシー)1,560円8名で按分	7月20日	195	B2の6の2 ○9	195 同上		195	195 * 3と同旨	195
飲食代(キリンビール園新館アーバン店)10,800円9名で按分	7月20日	1,200	B2の6の2 ○10	1,200	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,200	1,200 * 4と同旨	200
使途不明分	不明	150		150	支出来されたことが確認できない。	150	4,000	150
小計		101,050		101,050				1,160
1/9~11全国市町村国際会議(大津市)111,775円								
旅費(フラー観光)	H19.1.5	80,275	B2の7の2 ○11	80,275	立法趣旨に合致しない支出である。出席してれば当然入手したであろう資料の提出が無く参加は確認されない。また参加の目的も説明されておらず市政との合理的な関連性がない。	0		0
会議参加費	12月27日	10,420	B2の7の2 ○1	10,420 同上		0		0
「空航往復」とただし書きのある支出	H19.1.10	10,000	B2の7の2 ○2	10,000	目的外支出である。	0		0
食事代(やぶ新橋)3,900円3名分	1月10日	1,300	B2の7の2 ○3	1,300	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,300	1,300 * 1と同旨	300
通行料 1,550円	1月9日	350	B2の7の2 ○4	350	意味不明な支出である。	0		0
津志万 29,500円 3名	1月9日	9,833	B2の7の2 ○5	9,833	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	9,833	9,833 3000円について * 1と同旨	8,833
不明な支出 1,290円 3名	1月10日	430	B2の7の2 ○6	430	意味不明な支出である。	430		430
タクシー代(港タクシー)620円 3名	1月9日	207	B2の7の2 ○7	207 同上		0		0
食事代(エアポート)4,650円 3名	1月9日	1,550	B2の7の2 ○8	1,550	食卓料は個人的な費用であり、議員報酬で賄うべき支出である。	1,550	1,550 * 4と同旨	550
自己負担分 小計		-2,390		-2,390		-2,390		-2,590
料目合計 東奥日報(4月~3月)36,000円	不明	36,000		413,010	111,775	111,775	24,203	7,523
資糧購入費 読売新聞(8月~3月)24,056円	教育公論社(4月~3月)41,580円	24,056	B2の8の1 ~7	24,056	H18.9~H19.3分購読料に係る領収書は示されていませんが、支出日を確認できない。なお、8月分の領収書は示されていない。	3,007		18,363
不	H18.3.15	41,580	B2の8の10	41,580	期間外支出である。	41,580		36,000
全国農業新聞7,800円	7月31日	3,600	B2の8の8	1,800	H18.1~3月は期間外支出である。	1,800		1,800
農業新聞(農協)8,980円	12月27日	4,200	B2の8の9	0		0		0
新弘前住宅地図15,000円	不明	8,980	B2の8の13	8,980	支出を確認できる資料がない。	8,980		8,980
書籍(行政用語)32,760円	9月20日	15,000	B2の8の11	0		0		0
科目合計	5月13日	27,300	B2の8の12	27,300	調査研究活動との関係が不明な支出である。	0		27,300
事務所費		166,176		139,716	当初の契約金額が345,450円と高額である。商品名について「パーソナルコンピュータホル」とされている。設置場所は自宅住所地にある「藤苗幸男事務所」となつており政務調査活動専用に使用されたものであり、議員活動にさえ使用されていなかつたものと推認される。なお、支出されていることを確認できる資料が示されていない。	91,367		118,667
科目合計		69,090		69,090				51,817
								51,817

自己負担分		-37,256	, -37,256		-37,256		-37,256
合計		720,000	720,000		720,000		720,000
6	宮本 隆志						
	研究費 研修費						
7/19~7/21札幌市、全国都市問題会議90, 900							
旅費： 77,050円(フラワー 観光)	7月20日	10000	B7の3の4	10000	会議に参加したという実質を示すものがない。前泊するも、その日程は観光旅行である。	0	0
海老元8人分6,720円	6月30日	77050	B7の3の3	77050		0	0
コクミン薬局(カメラ代)	7月19日	840	B7の3の8	840	食費は本件使途基準に合致しない。	840	840 * 1と同旨
魚やー丁(食事) 9,600	H17.7.19	1,200	B7の3の9	1,200	食費は本件使途基準に合致しない。期間外支出である。	1,200	1,200 * 1と同旨
タクシー代(つばめ自動車) 1,560	7月20日	195	B7の3の11	195	行程表によれば、ホテルと会議会場間の移動はジャンボタクシー利用となっているから、目的不明のタクシー利用である。	195	195 * 3と同旨
タクシー代(やまとタクシー) 1,560	7月20日	195	B7の3の12	195		195	195
ギンビール園アーバン店飲食代9名 10,800	7月20日	1,200	B7の3の10	1,200	食費は本件使途基準に合致しない。なお、何故9名なかが不明である。	1,200	1,200 * 1と同旨
科目合計		90,900		90,900		3,850	1,010
10/31~11/2多治見市、郡上市視察84,020円							
航空券代及びJR乗車券 代、宿泊代	10月19日	61,965	B7の3の14	61,965	政務調査活動の実質があることが示されない。	0	0
私鉄等	不明	4,740	B7の3の19	4,740		0	0
宿泊費(郡上八幡ホテル)	不明	13,750	同上	13,750	支出を確認できる資料がない。	13,750	13,750
料	不明	3,565		3,565	同上	3,565	3,565
科目合計		84,020		84,020		17,315	3,565
	4月16日	5,219	B7の3の46	5,219	但書き欄には「書籍代として」とだけ記載されており、政務調査活動との関連が窺えない。	0	0
	7月31日	1,428	B7の3の47	1,428	同上	0	0
	11月1日	1,050	B7の3の48	1,050	但書き欄には「ブックレット、No.9」とだけ記載されており、政務調査活動との関連が窺えない。	0	0
書籍代(住宅地図等) 22,817円							
	3月26日	15,120	B7の3の49	15,120	弘前市の合併が行われてから1年以上経過している。任期満了直前の購入は、選舉目的のためであるとしか言いようがない。	15,120	15,120
資料購入費							
東奥日報		36,000	B7の3の32 ~43	36,000	領収書は示されているが、それらの支出がいつ為されたものであるか客観的に検証できない。本件政務調査費の期間内の中であるか不明である。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	0	0
陸奥新報		31,200	B7の3の20 ~31	31,200	「6月分紛失」とあり、その他の領収書は示されていが、それらの支出がいつ為されたものであるか客観的に検証できない。本件政務調査費の期間内の中であるか不明である。議員になる以前から購読していたものに便宜的に政務調査費を充当したものである。	2,600	2,600
全国農業新聞					6月分の領収証のみをたまたま紛失したからといって同月分だけを認めないのはあまりに硬直した考え方である。1ヶ月だけ新聞の購読を止めたと考えることのほうが楽理に反する。	0	0
科 目 合 计		97,217		91,817		17,720	15,120
報告書印刷代231,000円	10月17日	231,000	B7の3の50、Z5の2 (1)	231,000	再発行された領収書によって報告書印刷代として支出されたことは確認されるが、自身の選舉目的に作成されたものである。	0	0

広報費	郵送代96,245円	不明	20,000	B7の3の51
		10月5日	71,685	B7の3の52
			71,685	@75×781, @90×107, @120×29の合計金額であるが、何を郵送したものが不明である。
		7月3日	3,600	B7の3の53
			3,600	50円切手7枚分の代金であるが、目的不明の支出である。
		5月18日	960	B7の3の54
			960	80円切手12枚分の代金支出であるが、目的不明の支出である。
		科目合計	327,245	327,245
会議費	市政について語る会(茶菓代)11,800円	8月27日	11,800	B7の3の55
			11,800	「市政を語る会」が開催されたということを検証できる資料が示されない。領收証には「品代として」とだけしか記載されておらず、何を購入したものであるかも不明である。
		科目合計	11,800	11,800
事務所費	事務所賃借料120,000円	4月15日	60,000	B7の3の56
			40,000	40,000
		10月13日	60,000	B7の3の57
			40,000	事務所前にては「宮本隆志後援会」の看板が設置されている。按分して計上すべきであり3分の2は目的外支出である。
		小計	120,000	80,000
		4月27日	2,645	B7の3の62
			2,645	「平成18年3月分」電話料である。期間外支出である。
		5月27日	2,541	B7の3の63
			1,694	後援会事務所にかかる電話料支出であるが、使用実態に即して按分し、3分の2が目的外支出である。
		不明	3,066	B7の3の64
			2,044	同上
		7月10日	2,520	B7の3の65
			1,680	同上
		9月4日	2,520	B7の3の66
			1,680	同上
		10月5日	2,564	B7の3の67
			1,709	同上
		H19.1.18	2,606	B7の3の68
			1,737	同上
		H19.3.5	2,520	B7の3の69
			1,680	同上
		H19.4.2	2,021	B7の3の70
			2,021	H19.3分であるが、支出日が期間外である。
		小計	23,003	16,891
		科目合計	143,003	96,891
維持費	事務用品、消耗品11,808円	9月23日	2,505	B7の3の58
			1,670	後援会事務所にかかる支出であるが使用実態に同じ、3分の2が目的外支出である。
		6月28日	1,978	B7の3の59
			1,319	同上
		9月27日	3,860	B7の3の60
			2,573	同上
		9月21日	3,465	B7の3の61
			2,310	同上
		科目合計	11,808	7,872
		合計	765,993	710,545
		自己負担分	-45,993	-45,993
		総計	720,000	664,552
7 木村定光	研究研修費			
	18年6月6日新和地區体育文化交流センター講師謝金(交通費含む)茶菓代、講師2名	不明	38,500	B8
	科目合計		38,500	38,500
	北海道(18年7月25日～27日室蘭市役所等)110,550円			
	交通費	84,220	84,220	84,220 行程表は示されているが、訪問目的も不明であり、政務調査活動が行われたということを示す資料が一切示されていない。
	宿泊代2泊分	7月12日	19,950	乙6の ¹ (1), (4)
	食事代		5,040	5,040 個人的な目的外支出である。
	傷害保険、企画料金		1,340	1,340
	小計		110,550	110,550
	仙台(18年8月29日～30日仙台市博物館)			
	JR仙台フリー切符		19,000	19,000 訪問目的も不明であり、調査研究活動を行ったとい
	タクシーレ		15,600	う事実を推認できる資料が全く示されていない。
調				

旅費	宿泊費ホテルメトロポリタ ン仙台	17,010	乙6の1 (2), (6)	弘前市議員報酬・費用弁償等の額及びその支給方法条例においては、甲地方14,800円、乙地方13,300円となっているから、その額を上回る分は違法である。調査研究活動を行ったという事実を推認できる資料が示されていない。	28,575
	瑞鳳殿入場料	700	700		
	瑞鳳殿入場料	550	550	調査研究活動を行ったという事実を推認できる資料が示されていない。単なる観光旅行である。	
	仙台市博物館入館料	400	400		
	瑞巣寺拝観料	700	700		
	傷害保険、企画料金	840	840	目的外支出である。	
	小計	54,800	54,800		
作資費	科目合計	165,350	165,350		28,575
作資費	印刷製本代(ナカジマ印刷)	11月10日	48,000	「印刷代」だけ但書きに記載されている。何を印刷したのか検証できない。	33,615
作資費	料目合計	48,000	48,000		29,095
資料購入費	東奥年鑑	12月10日	14,850	東奥年鑑は5,250円である。残り9,600円の支出は何を購入したのか全く不明である。東奥年鑑購入費が本件用途基準に合致するとはいえない。	14,850
資料購入費	東奥日報	不明	12,000	領収書は4か月分だけ示されたが、支出がいつなされたか検証できない。政務調査活動を行う上で、期間を限定して購読したことがどのような意味をもつのか説明されない。単に支出しただけとも解される。領収書は3か月分だけ示されたが、政務調査活動を行う上で、期間を限定して購読したことがどのような意味をもつとも解される。	0
資料購入費	陸奥新報	不明	7,800 ~(7)	7,800	0
住宅地図(弘前・岩木・相馬)	H19.1.10	39,000	乙6の2(9)	39,000 任期満了直前の購入であり、選挙目的である。	39,000
使途不明分	料目合計	24,000	24,000	支出が確認できない。	24,000
広報費	報告書印刷代(ナカジマ印刷)	9月20日	125,000 (3)	「2002年全国選抜ゲートボール大会の補助金の疑わくがもたれましたのでそのチラシを市民に配りました」というのであれば本件用途基準に合致しない。	77,850
広報費	科目合計	125,000	125,000		125,000
会議費	18年6月10日(木村家具センター)	0	0	支出があつたことが確認できない、会議が実際に開催されたことが客観的に検証できない。	0
会議費	18年7月3日(木村家具センター)	7月3日	28,600	会議が実際に開催されたことさえ客観的に検証できない。	28,600
会議費	18年7月17日(木村家具セン ター)大井商店	7月17日	26,300	26,300	26,300
会議費	不明分		4,656	4,656 支出を確認できない。	4,656
	科目合計	59,556	59,556		59,556
	アルバイト料3,500×1	7月17日	3,500	但書きには「手伝い」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	1,750
	アルバイト料3,000×1	7月17日	3,000	但書きには「運搬料」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	1,500
人		7月3日	5,000	但書きには「手伝い」との記載があるが、目的不明である。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	2,500

件費				何のチラシを配布したのか目的不明である。「2002年全国選抜ゲートボール大会の補助金の疑わくがもたれましたのでそのチラシを市民に配りました」というのであれば便途基準に合致しない。領収証発行者の住所もきちんと記載されていない。	15,000
アルバイト料5,000×10	9/26,9/27, 9/28	15,000	乙6の5(3)	15,000	15,000
	10/15,10/ 16,10/17	15,000	乙6の5(4)	15,000 同上	7,500
	9/26,9/27, 9/28	15,000	乙6の5(5)	15,000 同上	15,000
科目合計		56,500		56,500	43,250
事務電話料金72,196円の一部		21,000-		21,000 電話料支出を示す資料が示されていない。計上している金額の根拠が不明である。	21,000
料目合計		21,000		21,000	21,000
ガソリン代(年分135,324円(内82,000円調査費用)雜費	82,000	乙6の6(1) ~(48)	82,000	(32), (34), (35), (37)~(39), (42), (44)~(46),(48)の分の計76,852円はそもそも何を購入したのか不明である。また、(29), (30)はそれぞれ車を運転していったのだろうか。これらガソリン代支出と政務調査との関連が不明である。 なお、木村議員は視力が極めて弱いと言しながら、車を運転していたのだろうか。これらガソリン代支出と政務調査との関連が不明である。	48,169
小計	82,000		82,000	48,169	48,169
事務用品34,820円	7月18日	34,820	乙6の6(49)	34,820 目的外支出である。	17,410
科目合計		116,820		116,820	65,579
自己負担分		-8,376		-8,376	-8,376
総計		720,000		503,974	499,454
8 一戸兼 研究研修費					
会議参加費	7月20日	10,000	B9の3の57	10,000 参加すれば当然のこととしているであろう資料も示されない。政務調査活動の実質があつたといえない。	0
旅費・宿泊費	7月4日	57,300	B9の3の56	57,300 政務調査活動の実質があつたといえない。	0
科目合計		67,300		67,300	0
調査旅費					
ガソリン代(月平均20L)	12月28日	33,600	B9の3の3	額面43,200円の領収書には「コピー、ガソリン代として」の但書きがあるが、その内訳は不明である。大半が目的外支出である。	8,400
科目合計		33,600		33,600	8,400
資料作成費					
コピー代(月平均200枚)	12月28日	24,000	B9の3の3	43,200円のうち33,600円が上記ガソリン代だとすれば、コピー代は差額9,600円となるが、説明と符合しない。計上金額の根拠が曖昧である。	6,000
科目合計		24,000		24,000	6,000
トウオニツボウチョウカン	H19.3.23	100	B9の3の14	0	0
同上	H19.3.28	100	B9の3の15	0	0
シンブン	H19.3.27	100	B9の3の16	100	0
トウオニツボウチョウカン	H19.1.28	130	B9の3の17	130	0
アサヒシンブン チョウカン	H19.1.25	100	B9の3の18	100	0
シンブン	H19.1.16	100	B9の3の20	100	0
シンブン	H19.1.16	130	同上	130	0
シンブン @140×3	H19.1.1	420	B9の3の21	420	0
シンブン	H18.12.15	110	同上	110	0
シンブン @130×2	H18.12.15	260	B9の3の22	260	0
その他	H18.11.13	50	B9の3の23	50 「新聞の切り抜き(毎日7紙)を毎日行っており、その中でも重要なものはコピーをして分野別にファイル	0

				資 料 購 入 費		
他新 聞 3,100 円	シンブン100エン シンブン50エン シンブン100エン2ケ シンブン140エン シンブン100エン トウオウニッポウチョウカン シンブン50エン トウオウニッポウチョウカン シンブン130エン シンブン100エン シンブン100エン	H18.10.2 H18.9.12 H18.9.6 H18.8.11 H18.6.11 H18.5.21 H18.7.25 H18.6.14 H18.5.9 H18.4.17 H18.4.3	100 B9の3の24° 50 B9の3の25 200 B9の3の26 140 B9の3の27 100 B9の3の28 100 B9の3の29 50 B9の3の30 100 B9の3の31 100 B9の3の32 130 B9の3の33 100 B9の3の34	100 50 200 140 100 100 50 100 130 200 100	している」(甲B9の2)との説明との整合性が無い。 個人的な購読のための支出である。	
小計	赤旗紙代2006.12~ 2007.11月まで	H18.12.13	9,600 B9の3の35	6,400	期間外購読料に係る支出である。	
本代 7,088 円	小計		12,700	6,400		
労東京市政調査会 7月20日	本代 7月20日	2,100	B9の3の4	0		
紀伊国屋書店弘前店 H19.3.12	7,088	4,988	4,988	0		
家賃・ 駐車 代	家賃@38,500×12 駐車場代@3,000×2×12	H19.3.1	462,000 B9の3の36	462,000	自身が役員を務めていたか又は務めている法人へ の支出であり、利益供与である。	
小計	534,000	534,000	534,000	462,000		
電話 代	H19.3分 H19.2分 H19.1分 H18.12分 H18.11分 H18.10分 H18.9分 H18.8分 H18.7分 H18.6分 H18.5分 H18.4分	H19.4.5 H19.3.5 H19.2.5 H19.1.5 H18.12.5 H18.11.6 H18.10.5 H18.9.5 H18.8.7 H18.7.5 H18.6.5 H18.5.8	3,584 B9の3の44 3,491 B9の3の45 3,459 B9の3の46 3,395 B9の3の47 3,721 B9の3の48 3,733 B9の3の49 3,404 B9の3の50 3,408 B9の3の51 3,431 B9の3の52 3,449 B9の3の53 3,395 B9の3の54 3,559 B9の3の55	3,584 3,491 3,459 3,395 3,721 3,733 3,404 3,408 3,431 3,449 3,395 3,559	2,389 2,327 2,306 2,263 2,480 2,488 2,269 2,272 2,287 2,299 2,263 2,372	534,000 2,688 2,618 2,594 2,546 2,791 2,800 2,553 2,556 2,573 2,587 2,546 2,669
事務所費	小計		42,029	28,015		
文具代(サンワドー)	H19.3.7	1,995 B9の3の38	1,330	997	一般的な議員活動、後援会活動、政務調査活動に 按分し、計上している3分の2は使途基準に合致し ない。	
雑貨(100YENPLAZA)	H19.2.1	1,680 B9の3の39	1,120	840		
文具代(サンワドー)	H18.10.16	1,470 B9の3の40	980	735		
ザ・ダイナー	H18.5.16	2,100 B9の3の42	1,400	1,050		
判読不能	判読不能	3,360 B9の3の41	2,240	2,240		
インスタントカメラ(さくらは うす)	H18.8.6	1,260 B9の3の43	1,260	1,260	土産品店での支出であり、領収書には「15:51」との 購入時刻が印字されている。ねふた祭り用に購入 したものと推認される。	
小計		11,865	8,330	7,122		
科目合計		587,894	584,359	569,137		
総合計		732,582	723,747	589,937		
自己負担分		-12,582	-12,582	-12,582		
総計		720,000	711,165	577,355		
9/19~9/21札幌市、全国都市問題会議90、900 会議参加費	7月20日	10,000 B10の2の23	10,000	0		
旅費： 65,800円(航空券 +宿泊代2泊分)+ジャパン ボタクシーバ11,250円 (7/19-20,21)	6月30日	77,050 B10の2の 22	77,050	0	会議に参加したという実質を示すものが無い。前泊 するも、その日程は観光旅行にすぎない。	
海老元8人分6,720円	7月19日	840 B10の2の16	840	840 * 1と同旨		
9 三 上 秋 雄					0	

調査旅費						
弘前産りんご・米等の弘前りんごの会と農業生産者と共同消費宣伝事業10/28～10/29(48,140円)						220
食費は便途基準に合致しない。期間外支出である。						220
1,200						1,200 * 1と同旨
食費表によれば、ホテルと会議会場間の移動はジャンボタクシー利用となっているから、目的不明のタクシー利用である。						195 * 3と同旨
食費は便途基準に合致しない。なお、何故9名なの						195
食費は便途基準に合致しない。なお、何故9名なの						200
食費は便途基準に合致しない。なお、何故9名なの						1,010
50円は自己負担しているが、全額が便途基準に合致しない。						3,850
小計						90,900
弘前産りんご・米等の弘前りんごの会と農業生産者と共同消費宣伝事業10/28～10/29(48,140円)						22,250
旅費						22,250
10月26日 44,500 B10の2の31 44,500 「消費宣伝」のための旅費であり、便途基準に合致しない目的外支出である。						900
お食事代(炭火創菜とう庵)						1,400
自身の食費代は便途基準に合致しない。						1,400
10月27日 1,240 B10の2の32 1,240 同上						1,240
お弁当代(株式会社日本レストランエンタプライズ)						1,240 * 1と同旨
インスタントカメラ(NEWDAYS)						500
小計						24,390
科目合計						29,240
資料購入費						25,400
住宅地図 49,000 12月1日 49,000 B10の2の13 49,000 住宅地図以外の購入費も含まれている。選挙用に購入されたものであり、目的外支出である。						49,000
農業新聞 7,200 7,200 7,200 支出を確認できる資料が示されない。						7,200
科目合計						56,200
ブレハブリー代21,000円×12ヶ月						63,000
「レンタル代」(コマツ青森)						63,000
B10の2の9 126,000 H18.4.8.9の分の領収書がない。領収書の宛先が「三上秋雄後援会」になっているものがある。同一物件にかかる支出であれば目的外支出である。						94,500
事務所費						94,500
「リース代」(大川産業)						157,500
科目合計						447,240
総計						242,940
一般図書42,990円						157,500
第一法規 11月13日 1,470 B11の3の50 1,470 同上 弘前市政との関わりとともに説明する本を購入したものか不明である。						0
紀伊国屋書店(歴史) 11月13日 9,990 B11の3の51 9,990 説明する書籍の価格は11,000円である。説明とは異なる書籍の購入費用であり、個人的支出というべきである。						0
ユーキヤン(日本大地図) H19.2.16 29,000 B11の3の55 29,000 議会派遣による行政観察旅行先選定のための購入とされるが、購入時期は任期満了を直後に控えた2月である。政務調査活動との関係がうかがえなく。						0
MimiConvi(延岡市)						0
SORA Books(福岡空港)						0
小計						0
第一法規51,600円						0
B11の3の51,600 7,乙7 口座振替お支払い明細書によれば過去債務への支出である。						0
資料購入費						0

追録96,000円		96,000	B11の3の8 ～19, Z7	96,000 各月8,000円の「口座振替のご案内」	0	0
教育新聞31,500円	不明	31,500	Z7	31,500 支出したことを確認できる資料が示されていない。	0	0
日本農業新聞12,046円	不明	12,046	B11の3の 53, Z7	12,046 領収書だけであり、領収書の額面は1,846円である。	0	0
科目合計		234,136		234,136	0	0
市政により印刷代106,453円						
市政報告(2006年夏号)	7月25日	45,675	B11の3の 70, Z7	45,675 「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべき」視点が欠落している。本件使途基準に合致しない。	0	0
挨拶状(市政報告)	8月23日	15,103	B11の3の 73	15,103 「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべき」視点が欠落している。本件使途基準に合致しない。	0	0
印刷代	12月30日	45,675	B11の3の 76	45,675 「住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべき」視点が欠落している。本件使途基準に合致しない。	0	0
小計		106,453		106,453	45,675	0
市政により配布・郵便代67,170円						
配布代@20×250枚	9月11日	5,000	B11の3の49	5,000 一般的な議員活動のための支出である。	0	0
市政報告配布分700部	8月31日	14,000	B11の3の74	14,000 領収書発行者の住所が確認できない。	14,000	
広報紙配布料500枚	8月28日	10,000	B11の3の75	10,000 一般的な議員活動のための支出である。	0	0
@80×70枚	H19.1.16	5,600	B11の3の54	5,600 目的不明の支出である。	5,600	0
@50×20枚	7月27日	1,000	B11の3の57	1,000 同上	1,000	0
@80×3(定形)		240		240 同上	240	
@65×434通(区内特別基 (定))	8月28日	28,210	B11の3の 58	28,210 同上	28,210	0
@80×39	H19.1.24	3,120	B11の3の77	3,120 同上	3,120	0
小計		67,170		67,170	52,170	0
科目合計		173,623		173,623	97,845	14,000
事務機借上料63,000円						
事務機借上料63,000円		63,000	B11の3の 41～ 48,56,59,62, 68	63,000 コピー機レンタル料としての計上である。同一金額一枚(B11の3の68)については但書きが空欄で、どう いうふうな債務への支出であるか検証できぬ。他の 何をレンタルしたのか検証できない。本件使途基準 に合致しない。	31,500	31,500
事務機保守点検料33,033円		33,033	B11の3の 20～28	33,033 4/24引落分は請求期間が平成18年の2/24～3/28 分で期間外債務への支出である。示されている保 守点検に関する資料から、1か月分のコピー一枚数 は1,94枚である。前記事務機借上料と合算して計 算すると、一枚当たり単価はおよそ80.4円となり、市 中のコピー料金に比較して極めて高額である。公 益性に欠ける無駄な支出であり、地方財政法の趣 旨に反する。政務調査活動の実質がない。	18,184	18,184
インターネット料及びファックス 回線使用料158,068円		158,741	B11の3の 29～39	158,741 支出にはH18.3分3,703円が含まれる。期間外であ る。本件支出は自宅電話料金の全額を計上したも のであり、個人的支出を2分の1、残り2分の1のう ち、その他の一般的な議員活動分、後援会活動 分、政務調査費分をそれぞれ3分の1として按 分計上すべきであり、したがって、(158,741-673- 13,703)÷6×5=120,304円に期間外分支出13,703 円を加えた134,007円が使途基準に合致しない支出 である。	125,573	-673
科 目 合 計		254,101		230,040	163,752	0
ラベル用紙代(レンゴウ)	8月28日	6,048	B11の3の60	6,048 目的不明の支出である。	0	0
						174,584

インク、ハードディスク(レンゴウ)	11月28日	20,254	B11の3の61	, , 20,254	選舉活動のための支出である。	10,127			10,127
コピー用紙代(レンゴウ)	12月25日	2,278	B11の3の64		2,278 同上	1,139			1,139
コピー用紙代(レンゴウ)	H19.1.29	3,885	B11の3の65		3,885 同上	0			0
品代金(レンゴウ)	H19.2.26	4,005	B11の3の66		4,005 同上	2,002			2,002
科目合計		81,725			81,725	22,627			22,627
自己負担分		-171,685			-171,685	35,895			35,895
総計		571,900			547,839	-171,685			-171,685
谷川政人						125,807			52,794
資料作成費	議事録製本代	9月21日	2,500	B12の3	2,500	何の会議録を製本したのか不明である。公益性に欠け、政務調査活動の実質があるといえない。	0		0
科目合計		2,500			2,500				0
書籍代									
小児科砂漠		1,680			1,680	議員が主張する一般質問との関連性がうかがえな	0		0
少子化をのりこえたデンマーク	5月26日	1,365	B12の4の1		1,365 同上	個人的な教養を養うための支出で本件使途基準に合致しない。	0		0
津軽藩の犯罪と刑罰		1,365			1,365 合同				0
24時間365日在宅ケアに挑戦して	6月24日	764	B12の4の2		764 同上				0
科目合計		5,174			5,174				0
広報費	広報紙印刷代(調査活動レポート)	H19.1.9	40,000	B12の5の2	40,000	選舉活動のための支出である。政務調査費の使途基準に合致する広報誌とは、住民の意見や要望を吸い上げるような内容や体裁でなければならぬ。したがって、広報紙が、経費として認められるか否かは、その広報紙の内容を踏まえ厳格に判断されるべきである。	0		0
送料 定形 @80 12通		5月24日	960	B12の5の1	960	個人的支出である。	0		0
科目合計		40,960			40,960				0
人件費	政務調査資料採取整理補助作業5/5.5/6 12:00~17:00	5月6日	10,000	B12の6の1	10,000	事務所水光熱費支出の実態から、勤務の実態の存在が疑われる。	5,000		5,000
	政務調査資料採取整理補助作業6/10.6/11 12:00~17:00	6月11日	10,000	B12の6の2	10,000 同上		5,000		5,000
	政務調査資料採取整理補助作業11/11.11/12 12:00~17:00	11月12日	10,000	B12の6の3	10,000 同上		5,000		5,000
	政務調査資料採取整理補助作業12/9.12/10 12:00~17:00	12月10日	10,000	B12の6の4	10,000 同上		5,000		5,000
科目合計		40,000			40,000				20,000
事務所 家賃 @45,000×12 各月		540,000	B12の7の1 ~12		435,000	事務所としての使用実態が疑われる。本件使途基準に合致している支出とはいえない。	270,000		270,000
事務所電話料	事務所電話料 67,539円	H18.5.8~ H19.4.5	67,539	B12の7の13	58,239	「平成19年2月分」並びに「平成19年3月分」電話料の支出が期間外の平成19年4月に支出されている(12,012円)。また、残りの電話代についてもガス料金の支出がない5か月分を除く27,900円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	45,026		50,654
水道料	水道料 31,752円	H18.5.31~ H19.5.2	31,752	B12の7の14,15	26,824	H19.3分はH19.5.2に支出されている。期間外支出である。残り29,106円についてはガス料金支出のない5か月分を除く14,784円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	15,876		15,876
電気料金	電気料金 35,455円	H18.4.28~ H19.3.30	35,455	B12の7の16~27	27,774	ガス料金が発生していない5か月分を除く23,043円の少なくとも3分の2は本件使途基準に合致しない支出というべきである。	17,727		17,727

	3月理事者ヒ議員懇談会	不明	2,333	-	2,333	支出したことを見出す資料が示されておらず、眞実支出したものであるかさえ確認できない。	2,333
	小計	12,333		12,333			2,333
	科目合計	45,233		45,233			2,333
	電話代20,814÷4=30,203	不明	30,203	-	30,203	支出したことを見出す資料が示されておらず、眞実支出したものであるかさえ確認できない。	30,203
	雜費 ガソリン代123,852÷4=30,963	不明	30,963	-	30,963	同上	30,963
	科目合計	61,166		61,166			61,166
	総計	448,269		448,269			365,554
13 佐藤博人	鹿児島・種子島(新幹線開通による波及効果通年観光)調査 199,700円食事代3×2,000=6,000円						
	旅費等	不明	199,700		199,700	支出したことを見付ける資料さえ示されていない。	199,700
	食事代	不明	6,000		6,000	同上	6,000
	小計	205,700		205,700			205,700
	仙台泉石巻区画整理事業視察現場10/29 ~30、11/7~8 交通費81,200円、宿泊費 19,400円、食事代2×2,000円=4,000円						
	調査旅費						
	交通費	不明	81,200	-	59,800	本訴提起前に21,400円分の領収書は確認したが、他の支出については支出したことを見付ける資料さえ示されていない。	59,800
	宿泊費	不明	19,400	-	19,400	支出したことを見付ける資料さえ示されていない。	19,400
	食事代	不明	4,000	-	4,000	同上	4,000
	小計	104,600		83,200			83,200
	盛岡高速インター付近区画整理 視察11/19交通費 青森(中心商店街活性化地理的 調査)7回程、その他地域交通 費ガソリン代	不明	12,000	-	12,000	支出したことを見付ける資料さえ示されていない。	12,000
	料目合計	11月19日	12,000	-	6,000	同上	6,000
	全国農業新聞12か月分		7,200	-	7,200	支出したことを見付ける資料さえ示されていない。	7,200
	資料購入費 週刊教育資料6か月分		20,790	-	20,790	同上	20,790
	公用あいさつ資料一冊		6,600	-	6,600	同上	6,600
	料目合計		34,590		34,590		34,590
	資料制作料		11月5日	72,000	B1403の1	収支報告書では「1日3,000円×56日=¥168,000(一 般質問等のための資料作成、電話での聞き込み調 査)」としているが、勤務の事実を示す資料もない。	36,000
	人件費		H19.3.4	96,000	B1403の2	48,000	48,000
	料目合計		163,000		168,000	84,000	84,000
	事務費 (電気、光熱費、パソコン使用料 含む。コピー代、電話代)	各月	96,000	-	96,000	96,000	96,000
	料目合計		96,000		96,000		96,000
	カラーコピー機(プリンター) 費用 ￥39,000		39,000	-	39,000	「自宅のパソコンからはずし、購入したという証拠の ため事務所に運びだした」と説明する。そうだとす れば、自宅に設置したパソコンが使用されたいたと いうことになる。「妻のクレジットカード」で購入したと するが、支出したことを見付ける資料さえ示せない。	39,000
	料目合計		39,000		39,000		39,000
	総計		665,890		644,490		560,490
14 三上優一	H18.5.24~5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興につい て)、田辺市(梅産業の取り組みについて)、大阪市・大 阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円						560,490

弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B16の4の2	,	1,500	日常的な個人的支出である。		1,500	500
宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B16の4の3		9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食、朝食の2食分支出し3,000円(夕食2,000円、朝食1,000円)は個人的に支出である。また、島口議員において本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。		0	0
屋食代	H19.2.16	1,500	B16の4の4		1,500	日常的な個人的支出である。		1,500	500
軽油代5,712円	H19.2.17	1,142	B16の4の6		1,142	本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質がない。		0	0
車借上げ20,000円	H19.2.17	4,000	B16の4の5		4,000	同上		0	0
小計					17,942	B16の4の7		3,000	1,000
科目合計					700,892			3,000	10,700
総計					700,892				10,700
16 山崎 隆穂									
H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について)、田辺市(梅産業の取り組みについて)、大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円									
旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙11		71,940	入手資料等は一部示されているが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。また、8名の大人数で調査する必要がない。		0	0
小計					71,940				0
H18.11.21～11/26 オーストラリア・タスマニア島ホバート・シドニー438,000円									
旅費(JTB)		11月20日	438,000	B17の3の2	438,000	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。		0	0
小計					438,000				8,000
調査旅費									
H19.1.17～1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご園連施設及び流通観察173,000円									
旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B17の4の2		173,010	入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。		0	0
小計					173,010				8,000
H19.2.15～2.16 東通村教育委員会特区観察、むつ市脇野沢支所及びサル被害観察									
弁当代(やまじゅ)	H19.2.15	1,500	B17の5の2		1,500	日常的な個人的支出である。		1,500	1,700
宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B17の5の3		9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食、朝食の2食分支出し3,000円(夕食2,000円、朝食1,000円)は個人的支出である。また、本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。		0	0
屋食代	H19.2.16	1,500	B17の5の4		1,500	日常的な個人的支出である。		1,500	500
軽油代5,712円	H19.2.17	1,142	B17の5の6		1,142	本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。		0	0
車借上げ20,000円	H19.2.17	4,000	B17の5の5		4,000	同上		0	0
小計					17,942	B17の5の7		3,000	1,000
科目合計					700,892				10,700

芳	調査旅費	H18.11.21～11/26 オーストラリア・タスマニア島ホーバート・シドニー438,000円			入手資料等は一部示されているが、具体的な活動がどのように行われたか不明のままであり、政務調査活動の実質があつたといえない。また、8名の大人数で調査する必要がない。	0
		旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙14	71,940
	小計			71,940		
成田 功	調査旅費	H18.5.24～5.26 和歌山県みなべ町(梅の振興について)、田辺市(梅産業の取り組みについて)、大阪市・大阪青果KK(果実の市場情勢について)71,940円	B20の3の1			
	旅費(日本旅行)	H18.5.19	71,940	乙15	71,940	
	小計			71,940		
	H18.11.21～11/26 りんご栽培及びりんご産業について、りんご流通形態調査について、シドニー環境対策について、オーストラリア・タスマニア島ホーバート・シドニー438,000円				入手資料等は一部示されているが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、成田議員宛て領収書が示されていない。支出されたことが確認できない。政務調査活動の実質があつたといえない。	0
	旅費(JTB)	11月20日	438,000	B20の3の2	438,000	
	小計			438,000	438,000	
	科目合計	全国農業新聞 H18.6～H19.3 入料費 10ヶ月分		6,000	乙14 0	
	科目合計			6,000	0	
	総合計			515,940	509,940	
成田 功	調査旅費	H19.1.17～1.20 台湾(台北・台中)台湾りんご関連施設及び流通観察173,000円	B21の1			
	旅費(日専連)	H19.1.10	173,010	B21の1	173,010	
	小計			173,010	173,010	
	H19.2.15～2.16東通村教育委員会特区視察、むつ市脇野沢支所及びサル被害視察				入手資料等は示されてはいるが、具体的な活動がどのように行われたのか不明のままであり、成田議員宛て領収書が示されていない。支出されたことが確認できない。政務調査活動の実質があつたといえない。	0
	弁当代(やまじゆ)	H19.2.15	1,500	B21の1	1,500	日常的な個人的支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。
	宿泊代(民宿ドーム)	H19.2.16	9,800	B21の1	9,800	宿泊代に含まれているであろう夕食、朝食の2食分支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。また、成田議員において本件旅行に弘前市政との関わりで行われた政務調査活動としての実質があるといえない。
	昼食代	H19.2.16	1,500	B21の1	1,500	日常的な個人的支出である。成田議員宛て領収書が示されていない。
						1,500
						500
						0
						500

日本旅行宛て振り込み	4月7日	196,200	B25の3の5	196,200	同上	9,000	9,000	政務調査としての実質を十分有している。
日本旅行宛て振り込み	4月25日	14,000	B25の3の2	14,000	同上	0	0	
航空券代	5月12日	40,900	B25の3の3	40,900	領収証の宛先は「駅前タクシー 三上偉様」となっている。自身の職業のための支出である。日銀総裁の講演を聴きに行った旅費とされるが、政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	40,900	40,900	政務調査としての実質を十分有している。領収証の宛名は、いつもの習慣でそのように名乗つただけであり、他意はない。
同上	5月26日	39,050	B25の3の4	39,050	領収証の宛先は「駅前タクシー 三上偉様」どなつている。自身の職業のための支出であるとされるが、政務調査活動の実質があつたことが検証できない。	39,050	39,050	政務調査としての実質を十分有している。
科目合計		349,550		349,550		88,950	88,950	214,750
あすなろ書房	判読不能	989	B25の4の1	989	弘前市政との関わりが不明で、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	989	989	議員として広い知識を求めるることは重要であり、いずれの書籍も政務調査のために直接・間接を問わず重要である。(*2)
メティアイン 週刊誌3冊	4月1日	980	B25の4の2	980	同上	980	980	980
紀伊国屋書店 地図ガイ	4月10日	1,869	B25の4の3	1,869	同上	1,869	1,869	1,869
ブックス弘前 月刊誌	5月23日	709	B25の4の6	709	同上	709	709	709
(有人事新報社)	5月12日	12,600	B25の4の4	12,600	同上	12,600	12,600	12,600
紀伊国屋書店 文房具	4月18日	10,080	B25の4の5	10,080	同上	5,040	5,040	5,040
国会資料編纂会	12月11日	35,000	B25の4の7	35,000	同上	0	0	0
21・地方行政委員会	10月3日	39,000	B25の4の8	39,000	「株弘前駅前タクシー 三上偉」名での支出である。	39,000	39,000	39,000 習慣上そのような名宛書となつにすぎず、他意はない。
紀伊国屋書店 書籍代	8月6日	10,241	B25の4の9	10,241	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	10,241	10,241	10,241
紀伊国屋書店 歴史	5月23日	1,470	B25の4の10	1,470	同上	1,470	1,470	1,470
邦讀不能	H19.3.12	8,000	B25の4の11	8,000	同上	8,000	8,000	8,000
教育公論社	9月5日	7,770	B25の4の12	7,770	同上	7,770	7,770	7,770
紀伊国屋書店 書籍代	H19.1.16	4,890	B25の4の13	4,890	同上	4,890	4,890	4,890
Mrコンセント LDプレー	10月29日	19,950	B25の4の	19,950	LDプレーヤーの修理費用であり、個人的支出である。	19,950	19,950	19,950
紀伊国屋書店 歴史	1月9日	20,790	B25の4の	20,790	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	20,790	20,790	* 2と同旨。
紀伊国屋書店 書籍代	H19.3.5	3,885	B25の4の16	3,885	同上	3,885	3,885	3,885
紀伊国屋書店 地図ガイ	H19.1.5	5,208	B25の4の17	5,208	同上	5,208	5,208	5,208
紀伊国屋書店 書籍	H19.1.8	5,775	B25の4の18	5,775	同上	5,775	5,775	5,775
青森県立美術館ミュージアムショッピング(図録代)	9月24日	4,500	B25の4の	4,500	同上	4,500	4,500	4,500
ブックス弘前 月刊誌他	H19.3.29	6,665	B25の4の20	6,665	同上	6,665	6,665	6,665
教育公論社	10月23日	7,770	B25の4の22	7,770	同上	7,770	7,770	7,770
「地方選挙早わかり」		1,500	B25の4の	1,500	自身の選挙活動のために為した支出である。政務調査活動の実質がない。	0	0	0
ブックス弘前 月刊誌	H19.3.12	7,770	B25の4の	7,770	弘前市政との関わりが不明であり、政務調査活動の実質が存在するとはいえない。	7,770	7,770	7,770
科 目 合 計	ブックス弘前・ジャパン	10月23日	227,311	227,311	「後援会員23名と市政を語る」と説明されているが、後援会員との飲食代支出である。後援会活動への支出である。	185,771	185,771	9,900
会議費	市民と語る会他(和風スナック 浜新)	10月12日	23,000	B25の5の1	23,000	会議はどこで開催しても良い。	23,000	23,000
科 目 合 計			23,000		23,000			23,000

株式会社弘前駅前タクシードラム	4月3日	60,000	B25の6の1	60,000	事務所としての使用実態も定かではなく、自身が代理取締役を務める企業への利益供与である。	60,000	60,000	月額1万円の賃料は格安である。	60,000
株式会社弘前駅前タクシードラム	9月26日	60,000	B25の6の2	60,000	同上	60,000	60,000	同上	60,000
科目合計		120,000		120,000		120,000			120,000
車両料金	H18.3.15	80	B25の7の1	80	期間外支出である。	80	80		80
同上	H18.3.24	560	B25の7の2	560	同上	560	560		560
駐車料(ホテルサンルート青森)	4月8日	480	B25の7の3	480	政務調査活動の実質があつたことが検証できな い。	360	360		360
高速道路(鹿角八幡平)	5月6日	1,550	B25の7の4	1,550	同上	1,162	1,162		1,162
往復(はがき)青森空港有料道路	5月18日	1,500	B25の7の5	1,500	同上	1,500	1,500		1,500
高速道路(浪岡)	5月8日	200	B25の7の6	200	同上	150	150		150
シンジニア館也	4月10日	550	B25の7の7	550	同上	412	412		412
科目合計		25,001		20,081	同上	20,081	20,081		20,081
自己負担分		-71,262		-71,262		-71,262			-71,262
総計		720,000		720,000		370,764			496,564
24. 工藤力研究研修費									
都市問題会議参加費									
会議参加費	7月20日	10,000	B26の3の7	10,000	実際に会議に参加していったことさえ検証できない。 本件支出に政務調査活動の実質があつたとはいえない。	0	0		0
科目合計		10,000		10,000					0
都市問題会議、斜里町 7/19~23 145,716円					複数の議員で調査を行う必要性がない。				
タクシー代(7/19自宅～バスターミナル)	7月19日	1,220-		1,220	支出したことと客観的に検証できる資料が示されて いない。領収書がないことを本人も認めている。	1,220	1,220	*3と同旨	1,220
御飲食代(キヨウドリヨウアリユック)	7月19日	1,000	B26の3の1	1,000	食事代は日常的な個人的支出である。本件便途基 準に合致しない。	1,000	1,000		0
お食事代(さっぽろっこ)	7月19日	2,500	B26の3の2	2,500	同上	2,500	2,500		2,500
食事代(北海道産屋)19,060円	7月20日	2,500	B26の3の3	2,500	同上	2,500	2,500	*1と同旨	1,500
(生そばやまよ)5,000円	7月21日	1,000	B26の3の5	1,000	同上	1,000	1,000		0
(食事処春日)20,000円	7月21日	2,500	B26の3の4	2,500	同上	2,500	2,500		1,500
(松の家旅館)6,000円	7月22日	6,000	B26の3の6	6,000	同上	0	0		0
参考費振り込み料		56-		56	支出したことと客観的に検証できる資料が示されて いない。	0	0		0
チケット代(ジャパンツアーシステムみちのく)	6月28日	123,140	B26の3の8	128,140	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が 本件便途基準に合致しない支出である。	0	0		0
バス代(青森空港～バスターミナル) 800円	7月23日	800-		800	支出したことと客観的に検証できる資料が示されて いない。領収書がないことを本人も認めている。	800	800	*3と同旨	800
小計		145,716		11,520					6,520
奄美市、指宿市 171,998円					複数の議員で調査を行う必要性がない。				
旅費	4月28日	135,552	B26の4の2	135,552	奄美パークは観光施設ではなく、地元物産販売施 設であり、観光行政調査において重要な観察先で ある。知覧特攻平和館、武家屋敷もまた然り。	67,776	67,776		67,776
りんごジュース代(弘前物産協会)	4月27日	1,726	B26の4の1	1,726	支出したことと客観的に検証できる資料が示されて いない。領収書がないことを本人も認めている。	0	0		0
タクシー代(自宅～バス)	5月8日	1,220-		1,220		1,220	1,220		1,220
昼食代(きょうりょう)	5月8日	954	B26の4の5	954	食事代は個人的支出である。	954	954		0
夕食代(花かけ)	5月8日	2,500	B26の4の8	2,500	同上	2,500	2,500	*1と同旨	1,500

屋食代(阿麻弥姑)5,000円	5月9日	1,000	B26の4の4	1,000	同上		1,000	1,000	0
タクシーダイ(奄美パーク~奄美空港)田中タクシー	5月9日	200	B26の4の14 B26の4の16	200	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	50	50 * 3と同旨	50	50
同上						50	50 * 3と同旨	50	50
大島紺村入場料	5月9日	500	B26の4の6	500	単なる観光である。	500	500	大島紺村は、弘前市における同様の産業(津軽塗り、ブナコ漆器等をどのように振興するか)に関する重要な視察先である。	0
タ食代(さつま味)27,050円	5月9日	3,000	B26の4の9	3,000	食事代は個人的支出である。	3,000	3,000 * 1と同旨	2,000	2,000
同上						3,000	3,000 * 1と同旨	3,000	3,000
屋食代(長寿庵)	5月10日	1,312	B26の4の11	1,312	同上	1,312	1,312 * 1と同旨	312	312
タ食代(吾愛人)	5月10日	2,500	B26の4の7	2,500	同上	2,500	2,500 * 1と同旨	1,500	1,500
宿泊代(グリーンホテル錦生館)朝食付き41,475円	5月10日	8,295	B26の4の18	8,295	朝食付き宿泊代である。	4,147	4,147 * 1と同旨	0	0
バス代(ホテル前~鹿児島空港)	5月11日	1,100	-	1,100	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,100	1,100 * 3と同旨	0	0
食事代(楓)5,750円	5月11日	1,150	B26の4の10	1,150	食事代は個人的支出である。	1,150	1,150 * 1と同旨	150	150
タクシー代(バスターミナル~空港)	5月11日	1,220	-	1,220	支出したことを客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	1,220	1,220 * 3と同旨	1,220	1,220
過剰計上分		9,769	-	9,769	過剰計上であることを本人も認めている。	9,769		9,769	9,769
小計		171,998		171,998		98,248			17,771
多治見市、郡上市10/31~11/2	88,725円				複数の議員で調査を行う必要性がない。				
旅費(弘南観光)	10月19日	61,965	B26の5の2	61,965	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0			0
中部空港~名鉄名古屋	10月31日	1,200	-	1,200	支出したことと客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	0			0
名古屋~多治見	10月31日	310	-	310	同上	0			0
美濃太田~郡上八幡	11月1日	1,200	-	1,200	同上	0			0
宿泊費(ホテル郡上八幡)	11月2日	13,650	B26の5の15	13,650	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0			0
郡上八幡~美濃太田	11月2日	1,200	-	1,200	支出したことと客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	0			0
多治見~金山	11月2日	570	-	570	同上	0			0
金山~中部空港	11月2日	350	-	350	同上	0			0
リンゴ代(津軽石川農協)	10月20日	2,400	B26の5の7	2,400	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0			0
雇食代(きしめんの吉田)	10月31日	1,000	B26の5の10	1,000	食事代は個人的支出である。	1,000	1,000 * 1と同旨	0	0
タクシー代(多治見駅~ホテル)近鉄東美タクシー	10月31日	210	B26の5の11	210	政務調査活動の実質があつたといえない。全額が本件使途基準に合致しない支出である。	0			0
タ食代(木曾路)12,631円	10月31日	2,500	B26の5の14	2,500	食事代は個人的支出である。	2,500	2,500 * 1と同旨	1,500	1,500
屋食代(山茶屋)	11月1日	1,000	B26の5の13	1,000	同上	1,000	1,000 * 1と同旨	0	0
雇食代	11月2日	500	-	500	支出したことと客観的に検証できる資料が示されていない。領収書がないことを本人も認めている。	500	500 * 1と同旨	0	0
タクシー代(バスターみーる~自宅)	11月2日	1,220	-	1,220	同上	1,220	1,220 * 3と同旨	1,220	1,220
小計		88,725		88,725		5,670			2,170
ガクリン代(ティア宮園)	7月15日	5,676	B26の6の1	4,967	8分の7が使途基準に合致しない。	4,257	4,257		
	6月17日	5,544	B26の6の2	4,851	同上	4,158	4,158		
	4月13日	5,456	B26の6の3	4,774	同上	4,092	4,092		
	10月3日	5,320	B26の6の4	4,655	同上	3,990	3,990		
	9月6日	5,934	B26の6の5	5,192	同上	4,450	4,450		
	8月15日	5,866	B26の6の6	5,133	同上	4,399	4,399		
	10月23日	6,097	B26の6の7	5,335	同上	4,572	4,572		

	10月11日	4,453	B26の6の8	3,896 同上	3,339	3,339 判決の按分割合(8分の1)も、一審原告の按分割合	64,660
	5月1日	5,272	B26の6の9	4,613 同上	3,954	3,954 (4分の1)も、恣意的である。久遠力議員は、個人使	
	H19.1.12	5,668	B26の6の10	4,960 同上	4,251	4,251 用分をきちんと控除している。	
	12月10日	5,394	B26の6の11	4,720 同上	4,045	4,045	
	11月19日	5,733	B26の6の12	5,016 同上	4,299	4,299	
	H19.3.2	2,476	B26の6の13	2,167 同上	1,857	1,857	
				エンジン洗浄剤1,365円を除く8分の7が本件使途	4,059	4,059	
	ガソリン代他(ディア宮園)	H19.2.14	6,777	B26の6の14	4,736 基準に合致しない。	4,193	4,193
	H19.1.19	5,591	B26の6の15	4,892 同上			
	H19.3.26	4,956	B26の6の16	4,337 同上	3,717	3,717	
	自己負担分	-34,121		-32,756 エンジン洗浄剤1,365円と自己負担分とする金額	-22,146 の調整分	-23,174	
	小計	52,092		41,486	41,486	41,486	
	科目合計	458,531		406,439	156,924	67,947	
	毎日新聞36,084円	不明	36,084	B26の7の1 ~12	36,084 本件政務調査費の期間内に支出されたのが客観的に検証できない。家族での囲読である。	0	0
	陸奥新報31,200円	不明	31,200	B26の7の 13~24	31,200 同上	0	0
	東奥日報36,000円	不明	36,000	B26の7の 25~36	36,000 同上	0	0
	議会事務局を通して購入した黒 滌書店扱い「情報誌」		36,730	B26の7の 38~49	36,730 内容について「情報誌」とだけしか説明されていない。政務調査活動との関連が説明もされず、全く不明である。	0	0
	旧相馬村、岩木町地図(ゼンリン)	5月1日	15,750	B26の7の37	0	0	0
	科目合計	155,764		140,014	0	0	
	議会報告会案内文コピー代	1,530円					
		5月24日	500	B26の9の4	500 報告会が開催されたという事実が客観的に検証できない、目的外支出である。	0	0
		7月31日	550	B26の9の3	550 同上	0	0
		12月10日	480	B26の9の2	480 同上	0	0
	小計	1,530		1,530	0	0	
	ファクシミリ用紙						
	SANWADO	4月25日	598	B26の9の1	523 個人的使用分、その他一般的な議員活動分、政党活動分、後援会活動分に業分して計上すべきである。8分の7は本件便途基準に合致しない。	299	299
	小計		598		523	299	299
	電話代	112,539円					
		5,027	H19.3.26	3,705 B26の8の1	3,705 政務調査活動のためではなく、一般的な議員活動のために携帯している電話の料金である。本件便途基準に合致しない。	3,705	3,705
		5,129	H19.2.26!	3,705 B26の8の3	3,705 同上	3,705	3,705
		6,095	H19.1.25	3,705 B26の8の5	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	12月25日	3,705 B26の8の7	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	11月27日	3,705 B26の8の9	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	10月25日	3,705 B26の8の11	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	9月25日	3,705 B26の8の13	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	8月25日	3,705 B26の8の15	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	7月25日	3,705 B26の8の17	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	6月26日	3,705 B26の8の19	3,705 同上	3,705	3,705
		3,995	5月25日	3,705 B26の8の21	3,705 同上	3,705	3,705
		不明	不明	3,705 不明	3,705 支出したことを検証できる資料が示されていない。H19.4に支出したといふのであれば期間外支出である。	3,705	3,705
	小計			44,460	44,460	44,460	32,407
	自己負担分		0	-7,456	-7,456	-7,456	-7,456
	携帯電話代合計	44,460		37,004	37,004	37,004	24,951
	10.284	5月8日	10,284	B26の8の2	8,999 8分の7は本件便途基準に合致しない支出である。		
	9,028	6月5日	9,028	B26の8の1	7,900 同上		
	8,233	7月5日	8,233	B26の8の4	7,204 同上		
	10,067	8月7日	10,067	B26の8の3	8,809 同上		
	9,835	9月5日	9,835	B26の8の6	8,606 同上		

NTT	9,703	10月5日	9,703	B26の8の5	8,490	同上
(A)	8,835	11月6日	8,835	B26の8の8	7,731	同上
	8,689	12月5日	8,689	B26の8の7	7,603	同上
	10,353	H19.1.5	10,353	B26の8の10	9,059	同上
	10,240	H19.2.5	10,240	B26の8の9	8,960	同上
	9,320	H19.3.5	9,320	B26の8の12	8,155	同上
小計			104,587		91,514	
	3,423	5月15日	3,423	B26の8の13	2,995	8分の7は本件使途基準に合致しない支出である。
	5,115	6月15日	5,115	B26の8の15	4,476	同上
	8,673	7月18日	8,673	B26の8の17	7,589	同上
	5,260	8月15日	5,260	B26の8の19	4,603	同上
	5,691	9月15日	5,691	B26の8の21	4,980	同上
	3,906	10月16日	3,906	B26の8の23	3,418	同上
日本テレコム(B)	4,903	11月15日	4,903	B26の8の25	4,290	同上
	3,116	12月15日	3,116	B26の8の27	2,727	同上
	5,229	H19.1.15	5,229	B26の8の29	4,575	同上
	4,588	H19.2.15	4,588	B26の8の31	4,015	同上
小計	9,082	H19.4.16	9,082	B26の8の33	7,947	1/21～3/20分の9082円は、本件政務調査費と関係のない支出である。計上した全額が使途基準に合致しない。
不明分	8,878		8,878		7,768	支出したことが確認できない。計上した全額が使途基準に合致しない。
小計			67,864		59,381	
合計(A)+(B)	172,451		172,451		150,895	1/21～3/20分の9082円は、本件政務調査費と関係のない支出である。支出したことか検証できない8878円が計上されている。
自己負担分			-104,372		-104,372	自己負担分の内訳・根拠が不明
固定電話代合計			68,079		46,523	
携帯+固定 計			112,539		83,527	
科目合計			114,667		85,580	
総合計			738,962		642,033	
自己負担分			-18,962		-18,962	
総計			720,000		623,071	
25 下山文雄	7月20日、札幌市第68回全国都市問題会議参加費	10,000				
領收証、会議参加費として、第68回全国都市問題会議実行委員会	H18.7.20	10,000	B27の4の1	10,000	政務調査活動の実質があつたといえない。	0
小計		10,000		10,000		0
科目合計		10,000		10,000		0
5/8～11日、奄美市、指宿市(市政一般、観光調査費)					複数の議員で調査を行う必要性がない。	
135,552						
領収証、チケット宿泊代として、ジャパンツアーシステムみちのく株式会社	H18.4.28	135,552	B27の4の2	135,552	領収書内説明細も示されず、示された資料によつて観光を目的とするものである。	67,776
小計		135,552		135,552		67,776
7/21～23日、北海道斜里町(大規模畑作農業)	134,140				物理的に7月22日の会議には出席不能はずである。そもそも、私的観光を目的とするものである。	
領収証、松の家旅館	H18.7.22	6,000	B27の4の3	6,000	政務調査活動の実質があつたといえない。	0
領収証、チケット代として、ジャパンツアーシステムみちのく株式会社	H18.6.28	128,140	B27の4の4	128,140	領収書内説明細も示されず、示された資料によつても政務調査活動の実質があつたといえない。	0
小計		134,140		134,140		0
1/30～31日、東京全駆連研修(コンプライアンス体制)	61,020				市政との関連性が説明されていない。	
領収証、航空券代、ご宿泊代として、JTBトラベル	H19.1.11	61,020	B27の4の5	61,020	領収書内説明細も示されず、示された資料によつても政務調査活動の実質があつたといえない。	0
小計		61,020		61,020		0

科目合計		330,712	330,712	67,776
会議録製本代	2,500			0
領收証, 製本代, 弘前製本印刷	H18.8.24	2,500	B27の5の1	2,500
小計		2,500		0
清水村郷土誌コピーと製本代	2,000			0
領收証, 製本代として, 佐藤製本所	H18.4.28	2,000	B27の5の2	2,000
小計		2,000		0
合計		4,500		4,500
資料購入費				
書籍購入	63,716			
領收書, 書籍代として, 経済辞典, 弘前書店	H19.2.8	2,500	B27の6の4	2,500
書籍代として, 農学の野外科学の方法, 冷害はなぜ繰り返し起きたか?, 日本百名山	H18.9.8	3,000	B27の6の5	3,000
領收証, 書籍代として, 国際アソシス, 弘前書店	H18.6.3	2,500	B27の6の6	2,500
領收証, 書籍代として, 高木恭造詩文集, 弘前書店	H18.4.21	2,000	B27の6の7	2,000
領收証, 本代, 青森県りんご協会60年誌, 青森県りんご協会	H18.10.23	2,200	B27の6の8	2,200
請求書兼受領書, 住宅図, 弘前小沢郵便局	H18.9.22	15,000	B27の6の9	0
お買上票, 200, 250, 弘前市史(上)	H18.5.31	450	B27の6の10	450
平成18年5月10日で始まるメモ書き, 木タル帰る	H18.5.10	1,500	B27の6の11	1,500
領收証, 弘前市史(下)成田古書店	不明	550	B27の6の13	0
請求書兼領收書, 弘前市議会事務局総務係	H18.7.21	1,890	B27の6の14	1,890
請求書兼領收書, 弘前市議会事務局総務係	H18.6.21	2,060	B27の6の15	2,060
請求書兼領收書, 弘前市議会事務局総務係	H18.5.19	1,580	B27の6の16	1,580
請求書兼領收書, 弘前市議会事務局総務係	H18.4.21	5,489	B27の6の17	5,489
領收書, その他和書, 紀伊國屋書店弘前店	H19.2.14	979	B27の6の18	979
領收書, 評論隨筆詩歌999, 小説外国文学1,575, 新書766, 紀伊國屋書店弘前店	H18.10.20	4,940	B27の6の19	4,940

領收証、写真代として、工 ボックス	H18.9.22	3,800	B27の7の4	3,800	説明に信憑性が無く、政務調査活動の実質があつたといえない。	0
領收証、工ボックス	H18.8.21	3,177	B27の7の5	3,177	同上	0
小計		6,977		6,977		0
科 目 合 計		70,667		70,667		0
会議費						
市民と語る会12月24日吉川集会所70人					会開催の案内文も示されず、説明するような集会が開催されたことが客観的に検証できない。政務調査活動の実質がない。	0
領收証、公民館使用料、 館長佐藤孝	H18.12.24	12,000	B27の8の2	12,000	が開催されたことが客観的に検証できない。政務調査活動の実質がない。	0
領收証、ジユース120円×	H18.12.24	9,000	B27の8の3	9,000	同上	0
小計		21,000		21,000		0
市民と語る会3月20日下湯口研修会館42人						
領收証、40×120円ジュー ス、下山商店	H19.3.20	4,800	B27の8の1	4,800	会開催の案内文も示されず、説明するような集会が開催されたことが客観的に検証できない。政務調査活動の実質がない。	0
小計		4,800		4,800		0
科 目 合 計		25,800		25,800		0
雑費						
ファイルブック、原稿用紙、ノート、筆記用具他		4,438				
領收証、359、文苑堂	H18.4.11	359	B27の9の1	299	購入物不明。計上額の6分の5は本件用途基準に合致しない。	179
領收証、94、文苑堂	H18.8.18	94	B27の9の2	78	同上	47
領收証、328、文苑堂	H18.8.22	328	B27の9の3	273	同上	164
領收証、252、文苑堂	H18.8.19	252	B27の9の4	210	同上	126
領收証、294、文苑堂	H18.8.18	294	B27の9の5	245	同上	147
領收証、文房具3個、紀伊 國屋書店弘前店	H18.10.3	1,071	B27の9の6	893	同上	535
平山萬年堂のレシート	H19.1.19	1,200	B27の9の7	1,000	同上	600
平山萬年堂のレシート	H18.12.5	840	B27の9の8	700	同上	420
小計		4,438		3,698		2,218
科 目 合 計		4,438		3,698		2,218
総計		517,033		495,343		39,734
26 調査旅費 (浦添市行政視察(一般行政、国際文化都市づくりの取 り組み等)旅費 195,860)						
都旅行費用として、日本 旅行	H18.7.3	195,860	B28の3の1 ①	195,860	旅程も不明であり、唯一訪問したことが分かる浦添市に關しても政務調査活動の実質があつたといえ ない。	97,930
科 目 合 計		195,860		195,860		97,930
27 研究開発費						
福士博士陪同 研修会参加費		195,860		195,860	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調 査活動の実質があつたといえない。	0
総計		195,860		195,860		0
28 調査旅費 (政務調査費訴訟旅費 事務用品・プリント一印 資料購入費 本、雑誌、新聞、法律書 議会報告書送達料)						
政務調査費訴訟旅費	不明	8,508	不明	8,508	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調 査活動の実質があつたといえない。	8,508
事務用品・プリント一印	不明	13,400	不明	13,400		13,400
資料購入費		45,790		45,790		45,790
本、雑誌、新聞、法律書 成費		51,450	不明	51,450	同上	51,450
議会報告書送達料	不明	193,200	不明	193,200	同上	193,200

人件費	アルバイト料	不明	360,000	不明	360,000	同上		360,000
事務所費	賃借料、ガス・灯油	不明	150,000	不明	150,000	同上		150,000
雑費	電話代(事務所設置)	不明	75,844	不明	75,844	同上		75,844
自己負担分			-178,92		-178,92			-178,92
合計			720,000		720,000			720,000
成田善一研究修費	議員教室参加費 15,448							0
	領収証「研修会費、弘前市議会「議員教室」会計第2回「議員教室」收支報告書、一人当たり6,940円領收証、議員教室完、13名様御食事代、菊富士	H18.8.29	8,508	B30の4の1	8,508	成田議員による支出であるか検証できない上、政務調査活動の実質があつたといふことが窺えない。	6,940	0
	科目合計		15,448		15,448			6,940
調査旅費	鳥羽市、田原市町村合併や政務調査費について(北彩観光へ旅費)							
	領收証 5/8~5/11旅費 代として、北彩観光 小計	H18.4.7	167,160	B30の5の2	167,160	「議会だより」が印刷されたとするが、その控えも提出されておらず、政務調査活動としての内容であるか検証できない。政務調査活動の実質があつたといふことが窺えない。	167,160	167,160
	料作成費							
	印刷代 190,150 領收証、議会だより印刷代として、太田印房	H18.6.2	7,000	B30の5の3	7,000	「議会だより」とだけ記載された領收書しか示されない。政務調査活動としての内容であるか検証できず、政務調査活動の実質が存在したといえない。	0	0
	領收証 印刷代として、阿波屋印刷	H18.9.5	18,000	B30の5の4	18,000	「印刷代として」とだけ記載された領收書しか示されない。政務調査活動としての内容であるか検証できず、政務調査活動の実質が存在したといえない。	18,000	18,000
	領收書、資料印刷代として、太田印房	H18.10.23	120,000	B30の5の5	120,000	同上	120,000	120,000
	領收証、印刷代として、阿波屋印刷	H18.11.29	10,500	B30の5の6	10,500	同上	10,500	10,500
	領收証、印刷代として、阿波屋印刷	H18.12.29	34,650	B30の5の7	34,650	同上	34,650	34,650
	小計		190,150		190,150			183,150
コピー	領收証、コピー用紙代として、ザ・サンワ繩の口店	H18.12.20	5,940	B30の5の1	5,940	自身の県議選のための支出といふべきである。政務調査活動の実質があつたといえない。	5,940	5,940
	小計		5,940		5,940			5,940
資料購入費	地図代 39,690 領收証、地図代金、樋口書店 小計	H18.4.1	39,690	B30の6	39,690	どのような地図を何の目的で購入したのか全く不明である。政務調査活動の実質があつたといえない。	39,690	39,690
広報費	郵便代 458,595 郵便料金受領証、市内特別￥65円253通、￥80円83通、弘前大清水別￥75円247通、￥90円100通、弘前大清水別￥75円276通、￥90円35通、弘前大清水別￥75円116通、￥90円5通	H18.6.5	171,675	B30の7の1	171,675	政務調査活動の実質があつたといふべきである。資料も示されず、説明もされない。自身の県議選のための支出といふべきである。	171,675	171,675
	郵便料金受領証、市内特別￥75円247通、￥90円100通、弘前大清水別￥75円276通、￥90円35通、弘前大清水別￥75円116通、￥90円5通	H18.10.23	215,025	B30の7の2	215,025	同上	215,025	215,025
	郵便料金受領証、市内特別￥75円276通、￥90円35通、弘前大清水別￥75円116通、￥90円5通	H18.10.26	23,850	B30の7の3	23,850	同上	23,850	23,850
	郵便料金受領証、市内特別￥75円116通、￥90円5通	H18.11.2	9,150	B30の7の4	9,150	同上		9,150

郵便料金受領証、市内特 別通、弘前大清水	H19.2.2	35,895	B30の7の5	35,895	同上		35,895
領収証書、100円30枚、弘 前郵便局	H18.12.23	3,000	B30の7の6	3,000	同上		3,000
小計		458,595		458,595			458,595
封筒	6,825						6,825
領収証、品代として、文修	H18.11.1	6,825	B30の7の7	6,825	同上		6,825
小計		6,825		6,825			6,825
科目合計		465,420		465,420			465,420
会場費 会場報告会8月 80,000 会場費 領収書、会場費として、秋 田屋仕出し店	H18.8.19	40,000	B30の8の1	40,000	同上		40,000
領収書、8/17会場費として、 弘前プリンスホテル	H18.8.18	40,000	B30の8の2	40,000	同上		40,000
小計		80,000		80,000			80,000
会場費 市政報告会9月 52,000 会場費 領収書、市政報告会会場 費として、秋田屋仕出し店	H18.9.25	52,000	B30の8の3	52,000	会議が真実行われたといふことが説明されていな い。政務調査活動の実質があつたといふことが窺え る資料も示されず、説明もない。自身の県議選のた めの支出といふべきである。	0	52,000
小計		52,000		52,000			52,000
会場費 市政報告会10月 40,000 会場費 領収書、報告会会場費代 として、弘前プリンスホテル	H18.10.1	40,000	B30の8の4	40,000	会議が真実行われたといふことが説明されていな い。政務調査活動の実質があつたといふことが窺え る資料も示されず、説明もない。自身の県議選のた めの支出といふべきである。	0	40,000
小計		40,000		40,000			40,000
科目合計		172,000		172,000			172,000
人件費 事務アルバイト4月 30,000 事務費 領収証、事務アルバイト 代として、西川善人	H18.4.21	30,000	B30の9の1	30,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	30,000	30,000
小計		30,000		30,000			30,000
事務アルバイト6月 75,000 事務費 領収証、アルバイト代とし て、斎藤香世	H18.6.3	25,000	B30の9の2	25,000	単に「アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	25,000	25,000
領収証、事務アルバイト 代として(4月分)、今泉昌	H18.6.5	25,000	B30の9の3	25,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	25,000	25,000
領収証、事務アルバイト 代として(5月分)、今泉昌	H18.6.5	25,000	B30の9の 12	25,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	25,000	25,000
小計		75,000		75,000			75,000
事務アルバイト7月 20,000 事務費 領収証、事務アルバイト 代として、西川善人	H18.7.13	20,000	B30の9の 13	20,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	20,000	20,000
小計		20,000		20,000			20,000
事務アルバイト8月 25,000 事務費 領収証、事務アルバイト 代として、田澤賛一	H18.8.30	25,000	B30の9の 14	25,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	25,000	25,000
小計		25,000		25,000			25,000
事務アルバイト10月 36,000 事務費 領収証、事務アルバイト 代として、奈良淳子	H18.10.26	3,000	B30の9の4	3,000	単に「事務アルバイト代」としての支出である。目的 不明であり、自身の県議選のための支出といふべき である。	3,000	3,000

領収証、事務アルバイト代、柿崎その代	H18.10.26	5,000	B30の9の5	5,000	同上			5,000		2,500
領収証、事務アルバイト代、葛西次子	H18.10.26	5,000	B30の9の6	5,000	同上			5,000		2,500
領収証、事務アルバイト代として、八木橋拓子	H18.10.26	3,000	B30の9の7	3,000	同上			3,000		1,500
領収証、事務アルバイト代として、山口はつよ	H18.10.26	5,000	B30の9の8	5,000	同上			5,000		2,500
領収証、事務アルバイト代として、森山節子	H18.10.26	5,000	B30の9の9	5,000	同上			5,000		2,500
領収証、事務アルバイト代として、兼田栄子	H18.10.26	5,000	B30の9の10	5,000	同上			5,000		2,500
領収証、事務アルバイト代として、白取繁男	H18.10.26	5,000	B30の9の11	5,000	同上			5,000		2,500
小計		36,000		36,000				36,000		18,000
科目合計		186,000		186,000				186,000		93,000
事務所賃料 193,375										
領収証、仲介手数料として、第一不動産	H18.8.3	18,375	B30の10の1	18,375	政務調査活動の実質がない。			18,375		18,375
契約金明細書兼請求書 5か月分賃料、第一不動産	H18.7.27	175,000	B30の10の2	175,000	支出があつたことを要付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。			175,000		193,375
小計		193,375		193,375				193,375		193,375
科目合計		193,375		193,375				193,375		193,375
自己負担分		-715,183		-715,183				-715,183		-715,183
総計		720,000		720,000				532,492		611,492
29 高谷友視調査旅費	7/12～16 沖縄 195,860									
領収証、7/12～16沖縄古旅行費用として、日本旅行	H18.7.3	195,860	B31の3の3	195,860	入手したとする名刺、資料は示されているが、それだけである。藤田議員が收支報告書で記載する訪問目的と浦添市議会議長あて依頼文書記載の訪問目的に齟齬があり、また、旅程も示すことができていない。政務調査活動の実質があつたといえない。			97,930	本件視察旅行に私的観光の入り込む余地はない。	0
小計		195,860		195,860				97,930		0
8/30～31 脇野沢(むつ市) 31,260										
領収証、8/30～31むつ市旅行費用として 日本旅行	H18.8.24	31,260	B33の3の4	31,260	入手したとする名刺は示されているが、それだけである。調査研究結果を示す資料が示されていない。参加したむつ市職員の人数の説明が判然としない。			97,930	本件視察旅行に私的観光の入り込む余地はない。	0
小計		31,260		31,260				97,930		0
H18.5/20～22 米沢市 56,780										
領収証、H18.5/20～22米沢市旅行費用として、日本旅行	H18.5.17	56,780	B31の3の2	56,780	何処を訪問し、誰と会ったのかも示されない。訪問と市政とのかかわりも不明である。			0		0
小計		56,780		56,780				0		0
議員研修会 22,200										
領収書、弘前市議会議員教室会計宛、ゴム印代として、太田印房	H18.8.21	1,680	B31の3の10	1,680	高谷議員が参加したかさえ不明であり、参加したとか示されていない。			1,680		1,680
領収書、弘前市議会議員教室宛、会議食代として、ホテルニューキヤッスル	H18.8.19	77,924	B31の3の11	77,924	同上			77,924		77,924
領収証、議員教室宛、八方キ代として、弘前市職員労働組合連合会	H18.8.10	1,000	B31の3の12	1,000	同上			1,000		1,000

	科目合計		40,000		40,000		40,000
事務所借上4回	40,000						
領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.4.10	10,000	B31の5の1	10,000	同上	0	0
領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.8.9	10,000	B31の5の2	10,000	同上	0	0
領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H18.1.22	10,000	B31の5の3	10,000	同上	0	0
領収証、市政を語る会事務所借り上げ代として、対馬正治	H19.1.12	10,000	B31の5の4	10,000	同上	0	0
小計		40,000		40,000		0	0
文房具、コピー代	3,500			40,000		0	0
不明	不明	3,500	不明	3,500	支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。当該支出があつたことさえ検証できず、政務調査活動の実質があつたといえない。	3,500	3,500
小計		3,500		3,500		3,500	3,500
科目合計		3,500		-13,920		-13,920	-13,920
総計		720,000		720,000		354,476	256,546
30 研究研修費	工藤 栄弥	飼料、農材、「議員教室」	51,100				
		購買品取引明細書	458,600				
		H20.8.20	51,100	B32の3の1	51,100	シャモロックの飼育に政務調査活動の実質があつたという立証がされない。議員教室についての費用支出しの存在が不明である。使途基準に合致した支出であるといえない。	51,100
		小計	51,100		51,100		51,100
		科目合計	51,100		51,100		51,100
沖縄、米沢市、むつ市、八戸市、二戸町、深浦町、八幡平村、秋田市、六戸町、三	468,900	領収証、7/12~16沖縄宮古旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H18.7.3	195,860	B32の4の1	195,860 政務調査活動の実質があつたことが示されない。むしろ、政務調査費との関連性に触れることを意図的に避けている。本件使途基準に合致しない支出である。	97,930
領収証、8/30~8/31むつ市旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H18.8.24	31,260	B32の4の2	31,260 政務調査活動の実質があつたことが示されない。したがって、本件使途基準に合致しない支出である。	0		0
領収証、H18.5/20~5/22米沢市旅行費用として、日本旅行弘前旅行サービス	H20.5.17	56,780	B32の4の3	56,780 政務調査活動の実質があつたことが示されない。訪問と市政とのかかわりも不明である。したがって、本件使途基準に合致しない支出である。	0		0
ガソリン代、富士見総業大鰐弘前インター	H18.6.5	6,958		6,958 政務調査活動の実質があつたことが示されない。したがって、本件使途基準に合致しない支出である。	5,218		5,219
ホテルセンターイン米沢	H18(半誌できず)	10,710		10,710 宿泊費の他に2人分朝食代が計上されている。意味不明である。政務調査活動の実質があつたといえない。	10,710		10,710
利用証明書 いわき中央	H18.6.12	3,150		3,150 政務調査活動の実質があつたことが示されていないから、本件使途基準に合致しない支出である。	2,362		2,363

利用証明書 大鷲弘前	H18.6.13	8,450						6,337
領収書 福島県道路公社	H18.6.13	300	Z27の6					225
ENEOS 納品書(領収書) いわき市	H18.6.12	9,011						6,758
ガソリン代 富士見総業 大鷲弘前インター	H18.6.19	8,836						6,627
利用証明書 十和田(「八 戸市」とメモ書き有り)	H18.7.26	1,200						5,588
利用証明書 零丘森岳本 線(「秋田市」とメモ書きあ り)	H18.8.5	1,500						900
利用証明書 秋田中央 (「秋田市」とメモ書きあり)	H18.8.5	1,750						1,125
ガソリン代 秋田市中通	H18.8.5	5,991						1,312
ガソリン代 丹藤	H18.11.1	7,322						4,493
同上	H18.11.9	8,447						5,491
利用証明書 古川(「米沢 市」とメモ書き有り)	H18.11.1	5,900						6,333
利用証明書 大鷲弘前 (「米沢市」とメモ書き有 り)	H18.11.2	5,250	Z27の6					4,425
ENEOS 納品書(領収書) 花輪サービスエリア	H18.11.2	3,020						3,937
ガソリン代 富士見総業 大鷲弘前インター	H18.12.26	8,435						2,265
利用証明書 青森中央本 線	H19.1.3	800						6,326
領収書 みちのく有料道 路	H19.1.3	830						600
利用証明書 浪岡	H19.1.4	800						600
不明		78,890						622
小計		468,900						600
科目合計		468,900						600
市政報告、政策提案 8,500								6,326
個別フォルダ一代としてコ ピー紙代 備弘前事務 機器商會	H18.8.8	8,500	Z27の2	5,667	工藤議員が市政報告会を行ったか、政策提案を 行つたか確認できない。 自宅以外に事務所を設置している旨の説明がない から、事務用品は、個人的な活動にも使用されたと 推認できる。 按分して計上すべきであり、3分の2は用途基準に 合致しない。			4,250
小計		8,500		5,667				4,250
科目合計		8,500		5,667				4,250
新聞2紙、書籍、研究資料文献 168,040								4,250
領收証 H18.4~H18/6 迄3,07×3=9,021、 H18/7=990、H19/2~ H19/3=3,007×2=6,014、 ASA弘前中央	不明	16,025	B32の5の1	16,025	支出した日付が検証できない。各月に発行されて いるはずの領収書が示されていない。本件政務調 査費の支出を裏付ける資料とはいえない。 議員でなくても一般的に購読されるものであり、政 務調査のためであるとの立証がなされていない。			0

領収証、東奥日報購読料 (H17年4月～H17年11月 分)として(再発行)、東奥 日報販売株式会社弘前 支社	H20.8.20	24,000	B32の5の2	24,000	再発行された領収書であり、その日付は平成20年 8月20日である。収支報告書提出時に記載の支 出を裏付ける領収書がなかったことになり、 真正の支出日が不明である。	24,000
証明書、読売新聞、平成 18年7月2,200円、8月 3,007円、9月3,007円、10 月3,007円、11月3,007円、 12月3,007円、幣制19年1 月3,007円、VC弘前大学 領収、正論4、文藝春秋 3、ウルトラダラー、サピオ 5、ことば遊びの樂しみ、 笑う大英帝国、小計 10,417、黒滝書店	H20.8.7	20,242	B32の5の3	20,242	購読料支出がいつ為されたか不明である。各月に 発行されているはずの領収書が示されていない。 議員でなくとも一般的に購読されるものであり、政 務調査のためであるとの立証がなされていない。	0
領収、正論4、文藝春秋 3、サピオ5、警察物語、夜 の橋、刺客、小計12,115、 黒滝書店	不明	10,417	B32の5の4	10,417	途基準に合致した支出とはいえない。個人的な購 読料といつべきである。いつ支出されたのかは不明 である。	1,512
領収、正論3、文藝春秋 3、サピオ5、警察物語、夜 の橋、刺客、小計12,115、 黒滝書店	不明	12,115	B32の5の4	12,115	同上	1,260
領収、正論別冊、 文藝春秋3、サピオ6、國 家の品格、日本の論点、 小計11,454、黒滝書店	不明	12,450	B32の5の4	12,450	同上	1,470
領収、正論別冊、 文藝春秋3、サピオ6、國 家の品格、日本の論点、 小計11,454、黒滝書店	不明	11,454	B32の5の4	11,454	同上	0
世界全史、株弘前事務機 器商会	H18.7.11	14,800	Z27の3①	14,800	政務調査活動との関連が具体的に立証されず、し たがつて政務調査活動の実質があつたといえない。 そうである以上、使途基準に合致した支出とはい ない。個人的な購読料といつべきである。	0
広辞苑(株弘前事務機器 商会)	H18.7.11	10,000	Z27の3②	10,000	同上	0
日本大藏時記、成語林、 株弘前事務機器商会	H18.10.19	22,500	Z27の3③	22,500	同上	0
BLUemap(㈲五輪商事)	H18.9.25	63,000	Z27の4	63,000	63,000	0
小計 自己負担分		217,003		217,003	91,242	97,857
科目合計		-48,963		-48,963	-48,963	48,894
ジャモロック試食会、自然、低農薬農産物試飲食会		163,040		168,040	42,279	
広報 費 47,330					63,000	
田中商店 野菜他品代	H17.10.2	14,990	Z27の7	14,990	本件政務調査費とは関係のない時期の支出であ る。	14,990
田中商店 銅用ヤサイ	H18.2.22	17,160		17,160	17,160	17,160
100人分 桜紙業 品代	H18.2.22	10,902		10,902	同上	10,902
不明	不明	4,278		4,278	支出を裏付ける資料が示されていない。計上してい る金額の根拠も不明である。	4,278
小計		47,330		47,330	47,330	47,330
会場借上料2回	12,000					47,330
会議費 不明	不明	12,000	不明	12,000	支出を裏付ける資料が全く示されていない。計上し ている金額の根拠も不明である。	12,000
小計		12,000		12,000		12,000
科目合計		12,000		12,000		12,000

事務所費	電話料 不明	不明	33,140 不明	33,140 支出を裏付ける資料が全く示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	33,140
	小計		33,140	33,140	33,140
科目合計			33,140	33,140	33,140
雑費	ガソリン、文房具 79,990			支出日が本件政務調査費と関係のない支出である。	0
	領収証 (鈴舟藤 6,955)	H19.4.22	0 B32の6の2	0 同上	0
同上	7,242	H19.5.29	0 B32の6の3	0 同上	0
同上	8,290	H19.6.20	0 B32の6の4	0 同上	0
同上	8,455	H19.7.17	0 B32の6の5	0 同上	0
同上	7,485	H19.8.30	0 B32の6の6	0 同上	0
同上	8,383	H19.10.1	0 B32の6の7	0 同上	0
同上	8,410	H19.12.24	0 B32の6の8	0 同上	0
同上	8,587	H20.1.18	0 B32の6の9	0 同上	0
同上	8,597	H20.2.25	0 B32の6の10	0 同上	0
同上	9,256	H20.3.9	0 B32の6の11	0 同上	0
「ご利用先」で始まる表、6/14, 32,394	不明	32,394	B32の6の14	26,995 支出金額の2分の1は個人的な支出であり、残りについて一般的な議員活動分、後援会活動分、政務調査活動分に按分し、全体の6分の5は本件使途基準に合致しない。	24,295
ガソリン代	売上明細書、7/12, 6,668, 株式会社弘善商會	7.20頃	6,668 B32の6の15	5,557 同上	5,001
「ご利用先」で始まる表、8/14, 14,128	不明	14,128	B32の6の16	11,773 同上	10,596
「ご利用先」で始まる表、9/13, 9,989	不明	9,989	B32の6の17	8,324 同上	7,491
売上明細書、10/12, 10,381, 株式会社弘善商	H18.10.20	10,381	B32の6の18	8,651 同上	7,785
売上明細書、H19.1/12, 9,256, 株式会社弘善商會	H19.1.20頃	9,256	B32の6の20	7,713 同上	6,942
売上明細書、H19.3/14, 17,808, 株式会社弘善商會	H19.3.20頃	17,808	B32の6の22	14,840 同上	13,356
不明 30,156		0	0 支出を裏付ける資料が示されていない。計上している金額の根拠も不明である。	0	0
ガソリン代\小計		100,624	83,853	75,466	75,466
自己負担分		-20,634	-20,634	-15,474	-15,474
ガソリン代計		79,990	63,219	59,992	59,992
科目合計		79,990	63,219	59,992	59,992
総合計		869,000	849,396	509,164	417,859
自己負担分		-149,000	-149,000	-149,000	-149,000
総計		720,000	700,396	360,164	268,859
31 調査旅費	7/13～16 一般行政、浦添市(指定管理者制度導入及び市の概要について)国際文化都市作りの取り組み等(沖縄(石垣島、宮古島視察の予定が台風のために変更)195,865			合風のために石垣、宮古に行くことができなくなつたからやむなく浦添を訪問したのに(甲B33の2),当初の予定の石垣や宮古の訪問目的が不明なままである。政務調査活動の実質がない。	97,930 本件視察旅行に私的観光の入り込む余地はない。
	領収証 日本旅行7/12～16沖縄都旅行費用として	H18.7.3	195,860 B33の4の1	195,860 支出があつたことを裏付ける資料が全く示されない。	0
不明		5	5 い。	5	5
小計		195,865	195,865	97,935	5
8/30～31 脇野沢猿の調査、下北方面	31,260				0
領収証 日本旅行8/30～31むつ市旅行費用として	H18.8.24	31,260 B33の4の6	31,260 行程表や入手資料が示されない。政務調査活動の実質がない。	0	0
小計		31,260	31,260	0	0

小計		27,200						0
H19.3/12 市政報告会及意見交換会	33,900							0
領収証、会場作り及び片づけ代5人分(3,500円×5人)町田君子	H19.3.12	17,500	B33の7の2	17,500		集会が開催されたことも検証できず、真実記載された人件費が支出されたということもありの盡然性をもって疑われる。政務調査活動の実質があったといえない。	0	0
領収証、ジュース2400×6ヶース、お菓子代2,000円(有)マルフジ商店	H19.3.12	16,400	B33の7の4	16,400		集会が開催されたことも検証できない。政務調査活動の実質があったといえない。	0	0
小計		33,900		33,900				0
不明	不明	61,200		61,200		100支出了たことが確認できない。	100	100
科 目 合 計		61,200						100
議員勉強会2回、8/19、10/12(今後のりんごについて、これが広域観光について)	H18.8頃	22,200	B33の8	22,200		町田議員において政務調査活動が行われたことについて立証されないのであるから本件支出に政務調査活動の実質があつたといえない。	22,200	22,200
小計		22,200		22,200				22,200
科 目 合 計		22,200		22,200				22,200
人 件 費								
事務補助職員雇用代 時給750円 9時～4時 1週間に1日	216,000							
領収証、事務代として(4月分)阿部徳子	H18.4.28	18,000	B33の9の1	18,000		資料作成にかかる人件費を別途支出したと主張し、計上しているから、本件人件費の「事務補助」という目的に疑問がある。後援会事務所が他所にあつたとしても、後援会事務所だけで後援会活動が行わつたことは考えられない。政務調査活動の実質があつたといふことは以上、本件使途基準に合致したものということはできない。	9,000	9,000
領収証、事務代として(5月分)阿部徳子	H18.5.31	18,000	B33の9の2	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(6月分)阿部徳子	H18.6.30	18,000	B33の9の3	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(7月分)阿部徳子	H18.7.31	18,000	B33の9の4	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(8月分)阿部徳子	H18.8.31	18,000	B33の9の5	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(9月分)阿部徳子	H18.9.29	18,000	B33の9の6	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(10月分)阿部徳子	H18.10.31	18,000	B33の9の7	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(11月分)阿部徳子	H18.11.30	18,000	B33の9の8	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(12月分)阿部徳子	H18.12.29	18,000	B33の9の9	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(1月分)阿部徳子	H19.1.31	18,000	B33の9の10	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(2月分)阿部徳子	H19.2.28	18,000	B33の9の11	18,000	同上			9,000
領収証、事務代として(3月分)阿部徳子	H19.3.30	18,000	B33の9の12	18,000	同上			9,000
小計		216,000		216,000				108,000
科 目 合 計		216,000		216,000				108,000
事務所賃貸料	16,000／月(電気・水道代含む)							
領収書、賃貸料6ヶ月分として、東洋重機建設有限会社	H18.4.28	96,000	B33の10の1	96,000		事務所としての実質を供えていたのかも不明であるが対象とした「賃貸料」であるか不明である。 賃貸借契約書さえ示されていない。	48,000	48,000
領収書、賃貸料6ヶ月分として、東洋重機建設有限会社	H18.10.30	96,000	B33の10の2	96,000	同上		48,000	48,000
小計		192,000		192,000				96,000

	科目合計	137,339 × 1/4 = 34,334	192,000	192,000	96,000
雜費	電話代(携帯)	137,339 × 1/4 = 34,334			
	メモ書きのある書面	不明	34,084	B33の11の1	34,084
	136,339 × 1/4 = 34,084				支出をしたという金額の根拠に欠ける。領収書も示されない。
不明	不明	250		250	250
小計	34,334			34,334	34,334
ガソリン代	185,548 × 1/4 = 46,387				
	領収証、幣制18年4月~平成19年3月迄のがソリン代、弘前貨物ブレスティジ城東給油所185,548 × 1/4 = 46,387	H19.4.27	46,387	B33の11の3	46,387
					期間外支出であり、示された領収書は本件政務調査費とは関係のない支出である。支拂ったことが検証できない。
					調査目的と市政との関連性や本当に調査を行ったのか不明。
小計	46,387			46,387	0
科目合計	80,721			80,721	34,334
総合計	939,562			937,962	298,739
	-219,562			-219,562	-219,562
32	工藤光志 研究修費			720,000	79,177
	6/10東北素淮会セミナー(仙台市)	10,000			
	振込金(兼手数料)受取書	H18.6.1	10,000	B34の3の1	10,000
	自身が所属する政黨の資金管理団体への資金提供であり、自身が所属する政黨活動のための支出である。政務調査活動が行われたといふべきである。政務調査活動が行われたといふことも説明されない。			10,000	10,000
	小計	10,000		10,000	
	6/30県議会議員県政報告会(弘前)	5,000			
	領収証	H18.6.30	5,000	B34の3の2	5,000
	自身が所属する県会議員の報告会参加費用である。自身が所属する政黨への資金提供といふべきである。政務調査活動が行われたといふことも説明されない。			5,000	5,000
	小計	5,000		5,000	
	7/19全国都市問題会議参加費(札幌)	10,000			
	領収証	H18.7.20	10,000	B34の3の3	10,000
	資料、目的、市政との関連性が示されず、政務調査活動の実質があつたことについて検証できない。			0	0
	小計	10,000		10,000	
	12/29雪国セミナー(弘前)	10,000			
	領収証	H18.12.29	10,000	B34の3の4	10,000
	資料、成果などが示されず、政務調査活動の実質があつたことについて検証できない。			0	0
	小計	10,000		10,000	
	不明	1,000		1,000	1,000
	科目合計	36,000		36,000	16,000
	鹿児島市名瀬市、鹿児島県指宿市(地産地消について) 名瀬市5/8、温泉付宅地分譲について指宿市)	175,552			
	調査旅費				
	弘前~空港バス	H18.5.8	800	B34の4の16 B34の4の17	800
					旅行目的を達成するための調査が行われたといふ立証が為されていない。他の議員による旅行に行なっただけで、政務調査活動の実質がない。
	青森~伊丹空港	H18.5.8	32,700	B34の4の16 B34の4の17	32,700
					同上
	伊丹~鹿児島空港	H18.5.8	17,500	B34の4の16 B34の4の17	17,500
					同上
	鹿児島~奄美大島空港	H18.5.8	13,800	B34の4の16 B34の4の17	13,800
					同上
	空港~名瀬市 バス	H18.5.8	1,100	B34の4の16 B34の4の17	1,100
					同上
	宿泊(トロピカルホテル朝食付)	H18.5.8	7,352	B34の4の16 B34の4の17	7,352
					同上
	昼食 伊丹空港	H18.5.8	955	B34の4の20	955
					個人的支出であり、政務調査活動の実質がない。
	夕食 花かげ(飲み物)	H18.5.8	4,460	B34の4の22	4,460
					同上
	2,000(込)予約タクシー代	H18.5.8	100	B34の4の37	100
					旅行目的を達成するための調査が行われたといふ立証が為されていない。他の議員による旅行に行なっただけで、政務調査活動の実質がない。
					計上せず

タクシー代	H18.5.8	600	B34の4の39	600 同上	計上せず
奄美大島空港～鹿児島空港	H18.5.9	13,800	B34の4の16 B34の4の17	13,800 同上	6,900
鹿児島空港～指宿いわさきホテル バス代	H18.5.9	2,100	B34の4の16 B34の4の17	2,100 同上	1,050
宿泊(指宿いわさきホテル) 朝食付)	H18.5.9	13,800	B34の4の16 B34の4の17	13,800 同上	6,900
昼食 奄美パーク(阿麻弥姑) 夕食 さつま味(飲み物 2,000込)予約	H18.5.9	1,000	B34の4の19	1,000 個人的支出であり、政務調査活動の実質があつたといえない。	1,000
大島細村 入場料	H18.5.9	500	B34の4の27	500 旅行目的を達成するための調査が行われたという立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	5,410 100,152
タクシー代	H18.5.9	160	B34の4の29	160 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	100	B34の4の36	100 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	100	B34の4の38	100 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.9	160	B34の4の40	160 同上	計上せず
昼食 長寿庵 予約	H18.5.10	1,312	B34の4の25	1,312 個人的支出であり、政務調査活動の実質があつたといえない。	1,312
タ食 グリーンホテル錦生館(朝食付)予約	H18.5.10	4,500	B34の4の21	4,500 旅行目的を達成するための調査が行われたといいう立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	4,500
知覧特攻平和会館	H18.5.10	500	B34の4の26	500 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	4,400	B34の4の28	4,400 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	128	B34の4の30	128 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	112	B34の4の34	112 同上	計上せず
タクシー代	H18.5.10	112	B34の4の35	112 同上	計上せず
鹿児島～羽田空港	H18.5.11	16,400	B34の4の16	16,400 同上	8,200
昼食(羽田空港ノ樟)	H18.5.11	1,150	B34の4の24	1,150 個人的支出であり、政務調査活動の実質があつたといえない。	1,150
羽田～青森空港	H18.5.11	15,400	B34の4の16 B34の4の17	15,400 旅行目的を達成するための調査が行われたといいう立証が為されていない。他の議員による旅行に同行しただけで、政務調査活動の実質がない。	7,700
空港～弘前 バス	H18.5.11	800	B34の4の16 B34の4の17	800 同上	400
タクシー代	日付不明	112	B34の4の31	112 同上	計上せず
タクシー代	日付不明	148	B34の4の32	148 同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の33	112 同上	計上せず
タクシー代	日付不明	148	B34の4の41	148 同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の42	112 同上	計上せず
タクシー代	日付不明	112	B34の4の43	112 同上	計上せず
りんごジュース代	H18.4.27	1,726	B34の4の18	1,726 同上	3,476
使途不明分	不明	3,476			3,476
小計		175,552	B34の2	175,552	94,186
7/21～22北海道斜里町(JA斜里) チケット代		158,140			100,152
ガソリン代4,907円	H18.7.23		B34の4の47		
レンタカー利用明細書0円	H18.7.23		B34の4の48		
お食事代(さっぽろっこ)	H18.7.19		B34の4の49		
食事代(北海道屋)19,060円	H18.7.20		B34の4の50		
花のれん13,440円	H18.7.22		B34の4の51		
食事処 春日20,000円	H18.7.21		B34の4の52		
本間(生そば)5,000円	H18.7.21		B34の4の53		

喫茶エクセル2,050円	H18.7.21	B34の4の54	支出計上した金額は同行者らと按分した支出であると推認される(B34の2)。が、どのように按分したのかは不明である。飲食費は個人的な支出といふべきである。また、本件旅行には政務調査活動の実質があったとはいえない。	20,000
御食事代(キヨドリヨウリュウ ク)5,620円	H18.7.19	B34の4の55		30,000
珍満5,460円	H18.7.21	B34の4の56		
ホテル知床 ピール・ウーロン 茶3,600円	H18.7.23	B34の4の57		
松の旅館6,000円	H18.7.22	B34の4の58		
不明210円	H18.7.22	B34の4の59		
硫黄山駐車場利用券410円	H18.7.22	B34の4の60		
斜里町議会事務局宛送り 状735円	H18.7.12	B34の4の61		
斜里農協宛送り状735円	H18.7.12	B34の4の62		
四季彩館 リンゴワイン 5,200円	H18.7.12	B34の4の63		
小計	158,140	158,140		24,000
タクシー代他 15,200				20,000
ホテルレオパレス仙台2 名11,000	H18.6.10	5,500 B34の4の1	自身が所属する政党の国會議員資金管理団体による報告会参加旅費である。政務調査活動が行われたということも説明されない。	5,500
弘前～仙台バス2枚8,000	H18.6.6	8,000 B34の4の2	同上	8,000
タクシー(十五番タクシー 820, 北都タクシー650, 先 代個人タクシー1,200, 仙 台観光第一交通730 計 3,400円 2名	H18.4.10 H18.6.10 H18.6.11 H18.6.11	1,700 B34の4の3 ~6	1,700 同上	1,700
小計		15,200 B34の2の4	15,200	15,200
収支報告書未計上分 20,143		-20,143	-20,143	-20,143
科目合計		328,749	113,243	113,243
資料印刷代(領収証, 資料印刷 代として, やまと印刷)	H18.4.4	23,625 B34の5の1	「資料の印刷」というだけではその支出に政務調査活動の実質があるといえないことは明らかである。当該年度唯一の支出であることが不自然。市政との関連が不明。便途基準に合致しないというべきである。	11,812
会議録製本代(領収証, 製本 代, 弘前製本印刷)	H18.8.24	2,500 B34の5の2 B34の5の3	何の会議録を製本したものが明らかにされない。当該年度唯一の支出であることが不自然。市政との関連が不明。政務調査活動の実質があるとはいえない。	1,250
科目合計		26,125	13,062	11,812
資料購入費				
全国農業新聞購読料			示された領収書記載の購読期間は平成18年1月から12月のものである。このうち, 平成18年1月から3月分については本件政務調査費の期間外の購読料である。	
青森県りんご協会りんごニュー ス購読料	H18.4.13	7,200 B34の6の4 16,500 B34の6の5	1,800 1,800	1,800
社会政治書籍他 メディアイン5/2文芸3点4,567, ビックバード5/11書籍552, 紀伊 国屋5/12社会政治1,575, メディ アイン8/28￥890 便送不明分	H18.5.2 H18.5.11 H18.5.12 H18.8.28	B34の6の1 B34の6の2 B34の6の3 B34の6の6 B34の2の6	弘前市政との関連が不明であり, 個人的な関心による書籍購入費であるといふべきである。政務調査活動の実質があつたことも説明されない。	7,584
科目合計		1,010	1,010 支出を裏付ける資料がない。	1,010
議会報告会(茶葉代)(会場借上代)		32,294	10,394	10,394
広報費			領収書からは, 誰宛のものであるか, 何を購入したのか不明である。また, このような集会が行われたことが分かる資料も示されない。他の日と比較して多額なのが不自然。	0
7/10屋外市政報告会 (ジュース代)	H18.7.10	70,000 B34の7の6	70,000	0

11/24市政報告会	H18.11.24	10,700	B34の7の7	10,700	領収書からは、誰宛のものであるか、何を購入したのか不明である。また、このような集会が行われたことが分かる資料も示されない。	0
12/31市政報告会	H18.12.31	10,800	B34の7の8	10,800	領収書からは、誰宛のものであるか、何を購入したのか不明である。また、このような集会が行われたことが分かる資料も示されない。	0
切手80×50	H19.2.22	4,000	B34の7の3	4,000	選挙直前の支出である。報告会案内とは無関係の支出である。資料印刷代、市政報告会の茶菓代の支出日と付き合せると不自然。	0
葉書50×500	H18.11.1	25,000	B34の7の4	25,000	資料印刷代、市政報告会の茶菓代の支出日と付き合せると不自然。報告会案内とは無関係の個人的な葉書などの購入費用である。	0
資料送付代80×98(6/28:23通 1,840, 7/1:24通, 1,920, 3/12:51 通4,080)	H18.6.28 H18.7.1 H19.3.12	7,840	B34の7の1 B34の7の2 B34の7の5	7,840	工藤議員による説明に整合性がない。個人的又は選舉目的の支出である。	0
収支報告書未計上分 8,080		-8,080		-8,080		-8,080
科目合計		120,260		120,260		-8,080
会議費						
12/17会場借上料茶菓代 (領収証工藤様宛会場費 として「としま」)	H18.12.17	18,525	B34の8の2	18,525	飲食が必要だったという必然性が説明されず、したがって会場が飲食店で無ければならなかったという必然性がない。政務調査活動の実質があつたといえないというべきである。現金出納簿にも「政経懇話会」と記載している。	18,525
4/1会場借上料茶菓代 (領収証弘前政経懇話会 宛「としま」)	H18.4.1	42,320	B34の8の1	42,320	領収書の宛先が異なる。現金出納簿にも「政経懇話会」と記載している。本件政務調査費とは無関係の支出である。政務調査活動の実質があつたといえない。	42,320
科目合計		60,845		60,845		60,845
人件費						
議員活動調査研究補助アルバ イト代 (領収証工藤光志市会議員宛、 として、石岡真由美) 政務調査補助作業アルバイト代	6/25, 4/25, 5/25, 7/25, 8/25, 9/25, 10/25, 11/25, 12/25, 1/25, 2/25, 3/25	360,000 ~12	B34の9の1	360,000	石岡真由美の勤務形態や交通費、給与本体の金額について、疑問があり、また、工藤議員が調査研究活動の資料を示さないことから、工藤議員による説明に整合性がなく信頼性に欠ける。政務調査活動の実質があつたといえないというべきであり使途基準に合致しない支出である。	180,000
科目合計		360,000		360,000		180,000
事務所費						
事務所電話 20,160						180,000
5月分電話代	H18.7.24	1,726	B34の10の1	1,726	アルバイトの勤務実態が政務調査活動のためであるとの立証はなされていない。政務調査活動の実質があつたといえない。	1,726
6月分電話代	H18.7.24	1,680	B34の10の2	1,680	1,680 同上	1,120
7月分電話代	H18.8.21	1,680	B34の10の3	1,680	1,680 同上	1,120
8月分電話代	H18.9.19	1,682	B34の10の4	1,682	1,682 同上	1,121
9月分電話代	不明	1,682	B34の2の8	1,682	支出のあつたことが検証できない。	1,682
10月分電話代	H18.10.20	1,696	B34の10の5	1,696	政務調査活動の実質があつたといえない。	1,130
11月分電話代	H18.11.26	1,680	B34の10の6	1,680	1,680 同上	1,120
12月分電話代	H18.12.26	1,680	B34の10の7	1,680	1,680 同上	1,120
1月分電話代	H19.2.18	1,680	B34の10の8	1,680	1,680 同上	1,120
2月分電話代	不明	1,680	B34の2の8	1,680	支出のあつたことが検証できない。	1,680
3月分電話代	不明	1,680	B34の2の8	1,680	1,680 同上	1,680
不明分	不明	1,614		1,614 同上		1,614
科目合計		20,160		20,160		16,785

科目合計		444,350	444,350	291,325	287,625
資料購入費					
住宅地図(弘前・岩木・相馬)	H19.3.19	39,690	B35の4の3	39,690	39,690
40,005	H19.3.22	315	B35の4の9	315	315
新しい自治がつくる地域社会	H19.3.22	9,600	B35の4の5 B35の4の8	9,600	9,600
9,600	H19.3.22	4,200	B35の4の4 B35の4の7	4,200	4,200
自治六法4,200	H19.3.22	2,000	B35の4の4 B35の4の7	2,000	2,000
財源は自ら稼ぐ2,000	H19.3.22	2,700	B35の4の4 B35の4の7	2,700	2,700
公立小中で創る一貫教育2,700	H19.3.22	2,100	B35の4の4 B35の4の7	2,100	2,100
防犯まちづくり2,100	H19.3.22	2,000	B35の4の4 B35の4の7	2,000	2,000
高めよ防災力2,000	H19.3.22	4,893	B35の4の4 B35の4の7	4,893	4,893
公用あいさつ事典4,893	H19.3.22	4,893	B35の4の4 B35の4の7	4,893	4,893
車で行く日本の旅40,115	H19.3.16	39,800	B35の4の6	39,800	39,800
		315	B35の4の1	315	315
東奥日報36,000		36,000	B30の2	36,000	36,000
振り込み料1,260		1,260	B35の1	1,260	1,260
科目合計		144,873		108,873	108,873
総計		589,223		400,198	396,498